

第九十回国会 参議院文教委員会會議録第一号

昭和五十四年十二月六日(木曜日)  
午前十時三十四分開会

委員氏名  
委員長 大島 友治君  
理事 粕谷 照美君  
理事 小巻 敏雄君  
理事 山東 昭子君  
理事 塩見 俊二君  
理事 高橋 普富君  
理事 土屋 義彦君  
理事 内藤 三郎君  
理事 藤井 丙午君  
理事 前田 勲男君  
理事 望月 邦夫君  
理事 吉田 実君  
理事 対馬 孝且君  
理事 松前 達郎君  
理事 宮之原 貞光君  
理事 安永 英雄君  
理事 柏原 ヤス君  
理事 白木 義一郎君  
理事 田淵 哲也君  
理事 有田 一寿君

委員の異動  
十二月五日  
辞任 対馬 孝且君  
補欠選任 森下 昭司君

出席者は左のとおり。  
委員長 大島 友治君  
理事 前田 勲男君

委員

国務大臣

政府委員

事務局側

説明員

|             |                |                    |                |                |                |                |                       |                    |        |
|-------------|----------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|--------------------|--------|
| 粕谷 照美君      | 山東 昭子君         | 内藤 三郎君             | 望月 邦夫君         | 吉田 実君          | 宮之原 貞光君        | 粕原 ヤス君         | 白木 義一郎君               | 田淵 哲也君             | 有田 一寿君 |
| 小巻 敏雄君      |                |                    |                |                |                |                |                       |                    |        |
| 文部大臣 谷垣 專一君 | 文部大臣官房長 宮地 實一君 | 文部省初等中等教育局長 諸澤 正道君 | 文部省大学局長 佐野文一郎君 | 文部省体育局長 柳川 覺治君 | 文部省管理局長 三角 哲生君 | 常任委員会専門員 瀧 嘉衛君 | 厚生省児童家庭局母子福祉課長 伊藤 卓雄君 | 運輸省自動車局保障課長 渡辺純一郎君 |        |

〔学校給食に関する件〕  
〔交通遺児の進学問題等に関する件〕  
〔教頭の定数化問題に関する件〕

○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言委員長としてごあいさつをさせていただきます。

今回、はからずも文教委員長に選任されました大島友治でございますが、かねてより本委員会はきわめて重要な委員会と認識いたしておりますし、私も大変重要な責任を感じて今回引き受けいたしましたものでございますが、何分にも私きわめて微力者でございますが、十分皆さんの御期待に沿えるかどうかかわかりませんが、精いっぱい努めてまいりたいと思っておりますので、どうか諸先生方の積極的な御協力、御指導を賜りまして、本委員会の運営に当たりたいと思っておりますので、何分よろしくお願いいたします。

○委員長(大島友治君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

現在、本委員会の理事が二名欠員となっておりますので、ただいまから理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例によりまして、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に高橋普富君及び前田勲男君を指名いたします。

○委員長(大島友治君) 次に、調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、教育、文化及び学術に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大島友治君) この際、谷垣文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(谷垣專一君) このたび文部大臣に就任いたしました谷垣專一でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

私は、いかなる社会、いかなる時代においても、すべての事柄の基礎となるのは人間であると考えております。経済や社会の発展も、科学や文化の進展も、その根本において人間という問題を抜きにすることはできません。そして、その人間を育てるものは教育であると思っております。

わが国が内外の諸情勢に対処しながら、その未来を切り開いていくためには、学校、家庭、社会を通じて、教育の機能を充実し、たくましく、かつ創造力のある心身ともに健全で、国際的に開かれた国民の育成を期していかなければなりません。同時に、世界に貢献し得る独創的、先駆的な

学術研究を推進するとともに、わが国のよき伝統文化を継承しつつ、新しい文化を創造していくことが重要であると考えます。

このような考えのもとに、私は教育、学術、文化の振興のために全力を挙げて取り組む決意であります。まことに任重くして力の足らざるを痛感しております。何とぞ文教委員各位の御指導、御協力をよろしくお願いをいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

○委員長(大島友治君) 教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮之原貞光君 ただいま文部大臣からきわめて異例ともいふべき短いごあいさつをいただいたので、どうも教育に對しますところの考え方を御持ちなのか、まあ時間の許す限り文部大臣の文教に取り組むところの姿勢の問題を中心にあつたして、お尋ねをしてみたいと思います。

第二次大平内閣がスタートいたしましたから十一日目にして、ようやく専任の文部大臣が決まったということは、かつて私は知らないところの異常な事態だと受けとめざるを得ないのでございませう。教育が国家百年の大計だと言われているように、国づくり、人づくりの基本の問題であるということは、これは論ずるまでもない、それだけに文部大臣のポストというのは、私はきわめて重要なポストだと理解をいたしておるわけでございませうし、国民もまたほとんどがそういう理解に立っておると思うのでございませうけれども、総理大臣がずっと今後兼任をされていくというなら別ですが、十一日間も言うならブランクがあつたという、こういう事態を、十一日目にして任命をされたところの大臣はどうこれを受けとめられておりますか。まず所感を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(谷垣專一君) 第二次大平内閣の出発に当たりまして、文部大臣の職が大平総理大臣の兼務のままで時間を過ぎてまいっております。

ことを、私たちも非常にどうなることかと思つて心配をしておつたわけでございませうが、これはもちろん、政局のいろんな状況、あるいは総理としてのいろんなお考え方があつたことでございまして、私の口から申し上げるのは妥当ではないと思ひますが、とにかく文部行政そのものの立場から考えてみまして非常に残念なことであつたこと。ことに非常に急いでいるような問題を片づけていく必要のある、準備をしていく必要のある状況でございまして、そういうふうな受けとめておつたわけでございませう。はからずとも文部大臣の重責を命ぜられました私といたしましては、文部行政が一國の政治行政のいわば基礎的な問題、中長期的の見通しを持つてやつていかなきゃならない重要な部門であるという認識を強く持つておるわけであります。組閣の際に専任の文部大臣がおかれて任命をされましたことを十分心得まして、文部行政の滞滞のないように努めてまいりたいと思つておるわけでございませう。

○宮之原貞光君 文部大臣がなぜ空白になつておつたかという理由を、大平さん自体十一月十日の記者会見で述べております。首班指名で支援を受けた新自由クラブへの配慮であつたと言つてゐる。そして、政党内閣の話し合いばかりで、こういう姿——いわゆる文相のポストでの連立のことでしようね——の協力態勢は新自由クラブとの間にあつてしかるべきだと、こう述べておられます。これはまさにいま大臣のおっしゃつたところのきわめて重要なポストが、これは政争の具に供されたということですよ。政党内閣の首班指名の取引の具に供されたということなんです。私はこういうことがあつて許されていいものかどうか。特に、新聞紙上によりまして、あなたは太平派のブレインの一人だと言われておる。言うならばあなたの派閥の領袖ということになりますか。新聞報道によりまして、こういう事態をそのままに置いておいて、国民は一体これをどう受けとめるだろうか。そのことをどうお感じになりますか。ひとつ大臣という地位を離れて、あなたの個人的な感想でもいいですからお述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣專一君) 大平総理からお答えを願うのが一番適切だと思ひますが、もちろん私といたしまして、こういう重要な文部行政の責任者の地位が早く安定して充足されることを強く希望をしておつたわけでございませう。諸般の政治状況その他に對しまして、総理自体がどういふふうな判断をされておつたかということは、私にとりまして、国会における総理の御答弁等を拝聴して、そして、承つておる程度にすぎませんので、総理はそれなりの御苦勞をされておつたというふうな推測をいたしておりますが、文部行政の立場からいたしますれば、早く専任の責任者を充てんをされて、そして進められていくということが当然のことである、こういうふうな承つておるわけでありませう。

○宮之原貞光君 いや、私はあなたに大平総理にかわつて大平さんのお気持ちはどうですかというところをお聞きしておるんじゃないんです。こういうのを客観的に見て、しかも文教という問題にいまから精力的に取り組まれますとすると、この政治家谷垣さんの御感想はどうなんですか、こういうことをお聞きしておるんですよ。大平さんがこう思つておられますというのをあなたにお聞きしておるんじゃない。政治家谷垣さん個人として、こういう一連のものについてどうお考えになつておられますかと、お感じになつておられますかと、このことをお聞きしたいんです。けれども、まあそれが酷だというならばやめましょう。ただ、やはりこれは世論がこれをどう受けとめておるかというところは、私はやっぱり謙虚に耳を傾けてもらわなきゃならぬ問題だと思ふんですよ。

○国務大臣(谷垣專一君) 新聞は拝見をしておりますが、いま御指摘の新聞につきましては、ちよつと私、あれがこうだつたというふうな記憶はいまだかじやございませんが、新聞はざつと目を通したつもりでおりますが、どういふ記事であつたのか、ちよつといまこゝでは定かには記憶がございません。

○宮之原貞光君 じゃ、それなら参考のために私読んでみますから、その感想を聞きたいんですが、これはコラム欄、「編集手帳」ですね。

オール・イズ・フィッシュ・ザット・カムズ・トゥ・ネットというの、これは英國のことわざ。網にかかるとは皆魚。転んでもただは起きぬという意味。このことわざに忠実に網にかかるといふものを魚にする術を心得ている人を捜すと、さしずめわが首相大平氏だ。自民党全体がこけた総選挙でも自派の人数はちやっかり増やした。新自由問題で党内から猛反発されるとさつと連立断念。空けておいた文相ポストには自派議員を起用して大臣のイス待ち行列を一人減らした。まことに巧妙かつ厚顔な手並みだつた。もつとも、余りに鮮やかな手口なので、かえつて、文相人事がこんなに手軽でいいかという疑問の噴出を抑えることができない。ほかの閣僚も重要には違ひないが、ことに国民の教育にかかわる文部大臣には、教育についての深い識見と、一時の政争の渦に巻き込まれない長期的な視野を備えた人物を選ばねばならぬ。もし理想の人が得られれば、何年でも大臣のイスに座り続けてほしい。ところが、その大臣の座が現実には、首相指名選挙の多数工作のえきとされ、釣つた魚にえきをやる必要がないことになると、農業問題では専門家かも知れないが、文教政策で信を問うて当選してきたわけではないう古手議員にハクをつけるために使用される。これでは国民の間に文部大臣を尊敬しよう、大臣の言葉に耳を傾けようといった気持ちの薄らいでいくのも当然だ。羽仁五郎氏提唱の文部省廃止論などにも共鳴者がどんどん増えていくの

ではないか。

こういう見方をしておるんですね。このことは単にこういうコラム欄だけじゃないんです。二十七日の投票欄にはまたこう書いてある。「派閥紛争が汚した文相人事 次代を担う青少年指導者忘れた」と、こういう表現のもとに、六十八歳の無職の平井秀太郎さんが出している。しかもいま読みましたところの「編集手帳」を見ながらこの人は感想を述べておるわけでございますが、時間の関係上多くは申し上げませんが、ただ「今度の最優先人事が、派閥紛争の緩衝器としてあそばされるに至っては、もはや憤りを抑えることはできない。」、こういうようなやつばかり結び方をしておるんですね。まあこれは二つの一つの見方ですけれども、世の中の大部分のやはり国民の今の文相の空白、その後の人事に対するところの見方だと思つて間違いないんじゃないでしょうか。ね。しかも、この問題は単に有権者の皆さんだけじゃないんですよ。私が一番恐れるのは、この事態が子供たちの目にどう映つておるんだろうかと、このことを非常にまた恐れるわけでございまして、このことについても、これは十一月二十日の毎日新聞の「記者の目」というところで「首相は、この子らの声を聞け」ということで特集してございまして、「文相のポスト 政争の具にする」とは」という見出しなんです。それでこれは小・中学生四十八人が「文部大臣」というテーマでいろいろ書いておるわけですが、この「一、二を、これは恐らく都合が悪いですから大臣はお読みになつていただいてないと思うんで、私ここで紹介いたしますがね、こう言っていますよ。中学一年生ですけれども、「大平正芳氏が反主流派と対立するから、このような事態になつたのでは、ないだろうか。文部大臣が決まらないという事は、未来の日本をよって立つ我々にも大きな影響を与え、国民の多くに心理的な何かを与える。」とすれば一刻も早く文部大臣を決め文部省を再開し、国民の不安を取りのぞくことに自由民主党は努めな

ければならないのではないだろうか」と。まあ大臣が決まらないうち文部省の店開きはできないと子供は思つておるかもしれないけれどもね、こう出てる。さらにこれが中学の三年生になると、これは大人以上のやはり鋭い物の見方をしております。これは三年生の井阪ちえさんですけれども、「私たちの学校教育がすべて文部省で決められていて、今文部省の一番上に立つ文部大臣が一つだけ決まっていなければならないけれど、大平首相が新自由クラブの応援によつて危うく総理大臣に就任できたが、そのかわりにという感じに新自由クラブの人を文部大臣に推薦する。というのは、なんとも身勝手、不適当なやり方だと思ふ。私たちの教育を与える文部省の上の人を、首相が自分に入れてくれたからといって、それだけで推薦するなんて本当に適切な人選をしていないと思ふ。私はちゃんと学校教育を真剣に考えてくれる適切な人を選ぶべきだと思ふ。」と、こういう作文があるんですね。これは恐らく谷垣さんが決まらない前の空白の時期をとらえてのこれは作文なんではないでしょうか。でも、ことごとくやはり大人ばかりでなくて、子供の目にもこの文部大臣のいすというものが政争の具に供されて、十一日間も空白があつたということに對して、教育行政そのものに對するところの不信、一体教育とは何かというこの不信を与えておるといふことは、私はこれはきわめて重大な事態だと言わなかならぬ。こういう事態を、私は少なくとも新任の文部大臣はどうこの国民の批判、子供たちの見る目を改めさせていくかということ、並み大抵の努力では私はできないと思ふんです。相応な決意と実行力を今後あなたの実績の中でつくつていただかなければ、これはやはり教育に對するところの国民のこの不信というものはぬぐい切れないものになつてしまふと思ふんです。そういう立場から、私はやはりいま私が披露申し上げたところの諸問題に對しますところの、谷垣さんのと申し上げるより、文部大臣のその決意と申しますか、考え方をひとつお聞きしたいんですがね。

○國務大臣(谷垣專一君) いま宮之原さんからいろいろとお示しをいただきました世論と申しますか、これはもう虚心に十分耳を澄まして、そして承つておかなければいけないことだと考えております。同時にまた、青少年の諸君を初めといたしまして、世間の方々が、文部大臣の地位という表現を通じて教育という問題、文部省というものの持つておる役割りの重大性というものを非常に強く考へていただいておりますことに對しまして、そういう状況のもとで就任いたしました私といたしましては、十分なる顧慮を払い、そして今後の私自身の文部行政を担当してまいります上に、心構えとして考へていかなければならない、こういうふうにお考へておるわけであります。

○宮之原貞光君 私は少なくともそういうごあいさつが欲しかつたですね、通り一遍のごあいさつよりは、異常なやはり政治空白、文部行政空白という事態の中であなたは新任されたのです。それならば、最初のこの文教委員会の、教育の問題をあらかじめこのところの委員会では、虚心坦懐に、そういうやはり世の中の目、教育に對する不信、この空白をどう取り戻すかということについて、どうしたいとお考へが示されてよかつたんじゃないでしょうか。それをだれがつくつたところの作文かしりませんけれども、通り一遍のごあいさつでは、いま御答弁いただいたように、本當に新文部大臣はやられるだろうか、どうだろうか、まだ若干疑念を持つのはあなたが私一人でないんじゃないでしょうか。

そこで、私はお聞きしたいんですが、この十一日間も空白があつた。しかもその選出の仕方がいろいろ世の中の批判を浴びておる。だとするならば、私はやはり文部大臣がこの山積するところの文部行政の問題について、身をもつて、率先をして実行する、その実践の中で、行動の中で、私はやはり示されない限り、この国民の不信、政治の空白、教育行政の空白というものは取り戻されないと私は思ふんですがね。そういう立場からお聞きしますけれども、大臣は恐らく、ここに前文部大

臣がおられますけれども、前文部大臣から当面するところの文部行政の課題、特に予算編成期でございまして、どういふ問題がきわめて重要だということをお申し送りと申しますか、引き継がれたんですかね、そこをちよつとお聞かせ願ひたい。

○國務大臣(谷垣專一君) 文部大臣の引き継ぎ自体は、総理から引き継いだという形になつておりますが、これは形式的にそういう形をとらざるを得ないわけでありまして、いま御出席の前文部大臣からも十分に引き継ぎを受けておるわけであります。当面いたしますいろいろな重要な問題がございまして、それをすべて並べて申し上げることもいかがかと思ひますが、予算編成の時期に入つておることもございまして、その引き継ぎをいたしましたことも十分心得まして務めてまいりたい、こういうふうにお考へておるわけであります。

○宮之原貞光君 新聞報道によれば、特に文部大臣のある新聞とのインタビューの中では、当面の予算課題の問題では、例の定数基準の是正の問題とか、教科書無償の問題とか、こういうことはきわめて緊急の事態なんだという話を前の内藤さんからも聞いたので、全力を挙げたいという記事が載つておるんですが、そこらあたりのことは、内藤前文部大臣から重要な問題として、引き継ぎ事項としては引き継がれなかつたんですか、どうですか。

○國務大臣(谷垣專一君) いま御指摘を受けました義務教育の定員、学級編制の問題、これはもちろん当面いたしております重要な問題の一つでございまして、教科書の問題もまた同様でございまして。内藤前文部大臣からもそのことについて経緯と、また同時に、それに対しての内藤前文部大臣からの御意見等を拝聴をいたしておるわけであります。

○宮之原貞光君 それで、今後大臣は、いままでの空白なり、政治不信を取り戻すためにがんばりたいという御所見のようであれば、具体的に、こういう問題を、当面のやはり大きな問題、

しかも与野党をして何としてもやはりこれは実現してもらわなきゃ、防衛してもらわなきゃならぬという、こういう課題を新しい文部大臣が体を張って実現をするということこそ、先ほど申し上げたところのいろいろな諸問題にこたえるところのあなたの一番の課題じゃないだろうかと思うんですが、いかがでしょう。存念のほどを少しお聞きしたいんですが。

○国務大臣(谷垣專一君) いま宮之原さんから御指摘をされております定数基準の問題、それから教科書の問題、そのほかにも課題はいろいろあるわけですが、とにかく来年度の予算編成という問題に、これらの問題を具体化していかなければなりません。それぞれの問題の経緯はあるわけですが、また教育行政の性格上、その目の前のことにとらわれておるわけにもいかなく、中・長期の見通しのもとでやっていかなくちゃならぬ、そういう性格があると存じております。もちろん、現在の財政状況が厳しいということとは、これはもう十分わかってはおりますが、文部行政を推進していきまされたためには、御指摘になりました問題、またその他の問題について、従来からの経緯も十分に踏まえて、全力を尽くしていきたい、こういうふうな考えでおるわけでありま

す。

○宮之原貞光君 言葉じりをとらえるわけじゃないですけれども、定数の問題とか、教科書無償という問題は、目先のことでしょか。私は、やはり日本の教育、特に初等教育の今後のあり方に決定的な影響を持つところの、きわめて重要な問題ですからお尋ねしておるんですよ。いま大臣のお話では、こういう目の前のこともさることながらというお話なんですけれども、なるほど予算という問題では目の前でしうけれども、事の事柄から言えば、これは本質的な問題じゃないでしょうか。大臣は、ただ予算の技術上の問題だという御理解でしょうか、そこあたりをお聞かせ願いた

い。

○国務大臣(谷垣專一君) いささか言葉が足りない

いことで誤解をされてはいけないと思いますが、私が申しておりますことは、文教の行政というものは、ある程度の見通し、長期の見通しを踏まえてやっていかなければならない問題である。財政その他経済状況の変化というものには、これは目先のいろいろ変わることもあるかもしれない。そういうものとは別に教育行政というものの筋を通した流れがあるはずであります。その立場からの議論をしていかなければならない。したがって、現在の財政状況等いろいろ困難な事情があることは承知はしておりますけれども、文部行政のこれらの重要な問題については、今度の予算編成についてもそれを貫いてやっていかなければならない、こういうことを申し上げておるわけでありま

す。

○宮之原貞光君 初めての大臣とのあれですから、もつと基本的な問題をお尋ねをしなきゃならぬのですけれども、大臣の言葉の目の前の問題がありますから、そこを中心にもう少しやはり具体的にお聞きしたいと思うのですが、その定数法の問題なんです、新聞報道ではいろいろ私も承知をいたしておりますが、現在の折衝の状況というのはどういうことなんですかね、これは初中局長からお聞きした方がいいたいですか、だれですか、会計課長ですか、お聞かせ願いたい。

○政府委員(諸澤正道君) 小・中学校の学級編制及び教職員の配置基準の改善の計画を八月の段階で、五十五年度から九十年計画ということで計画を立てまして、初年度である五十五年度の予算要求として、一万五千余の増員を要求いたしております。そうしまして、その後事務的には財政当局に内容の詳細な説明をいたしておりますけれども、御承知のような政局の動き等もありまして、現在のところ財政当局とそれ以上の事務折衝は進んでいないという状況でございます。

○宮之原貞光君 これ大臣にお聞きしますが、新聞報道によりますと、政府首脳は、この文部省の定数改善計画を凍結の方針を固めた、こう伝えておるのがあるんですが、政府首脳という、大臣は入らないのかとも思いますけれども、大臣まで

入ってからこういうことになったのなら、問題は非常に重要だけれども、これは事実だとすれば非常に私は重大だと思ふんですが、その点どうなんですか、やっぱりこの問題は政治的な判断、処理の問題にずつとなつてきておるわけだから、大臣からお聞きしたいと思ふんですが、こういう方針をもうすでに決めてあるんですか、内定しているんですか、どうなんですか。

○国務大臣(谷垣專一君) そういう事実はございません。私もその新聞記事を見ましたし、文部省に聞きます限りそういうようなことは聞知をしていないわけでありま

す。政府首脳というのとはどういふことを指して言っているのか私もよく存じませんが、これからの予算編成に際しまして、いろいろなさういふような情報が飛びましても想像ができますが、まだ私の方にはそういう問題は何ら意志表示がございませんし、これからの予算折衝の段階においていろいろと主張し、また十分なる協議を遂げていきたい、こういうふうな考えでおるつもりです。

○宮之原貞光君 まだ固まっておらないということ、これはなかなか結構なことだと思ふんですが、だとするならば、なお私はやはりこの問題についての大臣の相当な腹を固めたところの、今後の折衝というのを強くこれは要請申し上げなきゃならないと思ふんです。就任されてからいろいろ事務当局からレクチャーも受けたらと思ひますけれども、実はこの問題は、昭和四十九年の第七十二通常国会で、例の定数法の法案を決定をしたときに、衆参両院の文教委員会、学級編制基準を四十以下に引き下げるべき旨の附帯決議がそれぞれ全会一致で上がつておる経緯があるんです。そしてまた、前の国会においても、内藤さん時代にこのことは何としてもやりますということを前文部大臣はいろいろな場で発言をされておられる。言うならば、その文部省の考え方なり、あるいはまたみんなの気持ちというものは、それこそ文教関係者は、与党、野党を含めて、何としてもこれはもう実現をさせてもらわなきゃ困る、こう

いうことで国会の中でずつと一貫して強い声として上がつておるところの問題なんですね。しかも、まだこのこと自体が、いわゆる今日落ちこぼれとか、非行化とか、いろいろなことが言われて、教育の荒廃云々という問題が取りざたされておる。その中で行き届いたところの教育をするためには、何としてもこのことは必要なんだというこの国民の声、こういうのが実は大きなやはり形になつて、今日のこの問題を迎えておるわけなんです。それだけに、単に財政上の理由云々というところで、この問題が凍結をされたり、否認をされるというんでは、一体政府は、大平内閣は、教育問題をどう見ているかという一つの大きな試金石にならざるを得ない。これが新聞に伝えられておるように、凍結でもされるということになるとするならば、私が先ほどしつこくあなたにお聞きしたところの十一日間の専任文相の空白、政争の具に供されたこれ、これをますます裏書きすることになつちゃうんですよ。私は、本当に大臣が先ほどお尋ねいたしたところの国民のこの教育に対する、あるいは大平内閣の教育に関するところの不信というものを除去するとするならば、これをやつたり物にせぬことには私は証明にはならないと思ふ、率直に申し上げて。まず第一の関門はそれだと思ふ。しかし、そのためには相当なやりくり腹構えでやっていってもらわなければならぬ。そこあたりの大臣の決意のほどを、ひとつ大臣のこの問題に對しますところの考えとともにお聞きをいたしたいんですが、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(谷垣專一君) この問題は、先ほどのお話の中にもありましたように、今後の文部行政を進めていきます上、非常に大きな案件だと考えておりますし、また文部行政の長い流れの中で、ずつと一つの貫いた流れの継続を受けたもので、こういうふうな私自身も受けとめておるわけでございます。また、先ほどお話がございましたが、四十九年の国会におきます両院の文教委員会における決議等も承知をいたしておるところであ

り、また同時にその決議の持つ重きもよく承知をいたしておるわけであります。したがって、まずこれからの予算折衝という形をとってこの問題の決をつけなければならぬわけでありますが、何とかしていま申されましたような趣旨のことが生きていくような、そういう結論を出したい、こういうふうな考えまして努力をいたす決心でおるわけであります。

○宮之原貞光君 自治省はこれにまた反対だという意思表示をしておるようですが、反対の理由は何か。

○政府委員(諸澤正道君) 自治省の所管であります地方財政という見地からして、この問題は非常に財政負担がかかるというののもつぱらの反対の理由のように私も承知しております。

○宮之原貞光君 大蔵省は自治省と同じように財政上の問題を強調しておるかと思うと、それ以外に教育効果の上でも疑問があると、こういうことをぬけぬけ言っていますね、主計官あたりは。これ大臣は、教育効果上果していまの四十五人を四十人にして効果があるのかという、こういう大蔵省当局あたりも教育論を振り回しておるようですが、その点文部大臣はどういうふうなこれをお考えになりますか。

○国務大臣(谷垣一君) 宮之原さんにお答えするのには、いささかこちらの方が熟度がまだ浅いわけでございますが、両院のこういう決議が文教委員会であつたという事実、また四十五人の現在の定数基準が策定をされました経緯、またそれから流れ等々の状況から判断をいたしまして、これが一体どの程度それじゃ有効であるか、効率があるのかという問題は、まだ私には十分な返事をいたすほどの実は準備はございませんけれども、ごく素人に考えてみましても、たくさん定数よりも少ない定数の方がより行き届いた教育ができるであろうということは、これは言えるわけですが、ただ、一体どの程度であるか、どういふふうな、どれだけの効率があるかという問題につきましては、これは文部省としては十分検討をしておるこ

とと思いますが、私はまだちよつとそこまで宮之原さんに対してお答えをするのには、少し熟度が足りない感じが私自身は持っております。事務当局の方からでもひとつお答えをさせていただきます、かように考えます。

○宮之原貞光君 大臣は率直に自分のことをお認めたいだいて、それは無理からぬことだと思いますから、それ以上は申しませんけれども、実はこのところを私は大臣はうんとレクチュアを受けて、確信を持って、いわゆる新聞に出ておる政府首脳なり、大蔵大臣とやったりやってもらわなければ、とうてい一般のいわゆる財政の云々だけでこれやちやつたんでは、向こうのペースに入っちゃうと思ひますよ、これ。少なくとも文部大臣は教育効果を高めるためには、教育は国家百年の大計だと言ふならば、いま財政がどれほど厳しくとも、いまこれが大切なんだと、十年、二十年後の日本の教育ということを展望したら、いまがしんぼのしどころなんだと、こういうことになるんだという、教育の発展をさせるという、そのところを私はやっぱり急速にいろいろ大臣の方も頭の中に詰めていただいて、私はその点文部当局はやっぱり大臣に、きちんとレクチュアと言つて失礼ですが、御進講申し上げる責任があると思ふんです。そのことなくして、私はこれは単に予算折衝の財源問題のやりとりだけでは、これは負い目になつちやうと思ひます。だから、その点多くは申しませんけれども、少なくともいろいろなデータの中でも明確に出ておるわけですね。たとえば、全国教育研究所連盟の調査結果も文部省はお持ちでしょうし、あるいは諸外国の例もお持ちでしょうし、あるいは教育現場での実態教育を担当しておるところのいろいろな団体からのいろいろなデータもお持ちでしょう。言うならば今日やはり教育不在と言われているところの教師と子供一人一人とのコミュニケーションがない。子供を育てるだけ少なくして、一人一人をやはり教師が接触をする中で、個別指導をしていくという中で、この学級定員という問題は、教育発展の中では欠

かすことのできないところのきわめて重要な問題なんです。そのところを私は踏まえていただきたいと思ふんです。こういうことを言つて、農林出身の大臣に申し上げて失礼かもしれませんが、山本有三さんの「米百俵」という小説がありますね。御存じでしょう。あの戊辰の役前後、長岡藩が焼かれて、米百俵を贈られた。これを何に使うか。そのときに、これをやはりその領民の皆さんが飢えておるというのでこれを配る、それは一時的には助かるかもしれない。それややはり将来の日本をつくり上げるためには教育以外にないということ、教育の費用にこれをつぎ込んだという、このことですね。私はこれは米百俵ですから、これは農林関係でも関係あることのひとつの例だと思つて申し上げておるんですけれども、この問題のやはり本質的な理解ということ、文部大臣がきちんと腹におさめておいて折衝に当たつていただかなければ、なまはなかなかことでは私は解決できないと思ふんです。率直に申し上げまして、それならば、私も文部省から出されたところの九年計画で、これでいいかという満足してないんです。非常に問題点があるんです。いまの私の質問や、いろいろな大臣に対するところの激励は、いや、文部省の案は一〇〇%だ、じゃあ支援してくれませんか、こうお感じになつたらそれはちよつと早計だ。それはたとえ九十年もかかる、ここにも問題がある。いままでの四次までのものは五年計画とか、いろいろなものがある。せめて小学校と中学校ということを考えれば、年次別ではやっぱり最長六十年ですね、これは。そういう年次の問題もあります、あるいはまたこの案が、いま一番この定数を減らしてもいいという要請の声というものには人口急増地帯なんですよ、四十五名のすし詰めをやつておるところは。ところが、この案はどうですか。過疎地帯で、その学校へ行けば平均して三十二名とか、三十名ぐらゐのところからこれは始まつておる。これ自体から言えは問題がないとは言いません。しかしながら、私もこのことにあえて

目をつぶつて、まず文部省の案で芽を出しておいてもらいたいという願いながら強く申し上げておる。このゆえんは、いま申し上げたように、この問題がやはり日本の今後の初等教育のあり方の中に、きわめて重要な要素を与えるところの問題だから申し上げておるんです。したがって、私はこのことを文相が十分ひとつ踏まえていただいて、今後折衝に当たつていただきたい。もし財源上の問題があるならば、ばくはいま文部省に要求されておるところの文教予算で何が何でもいままらなければならぬという問題も場合によつては予算の中にありますよ、私もその方から言わせれば。あるいは現場の先生要らぬと言つたのを、無理やり政治的な一つの物の考え方押しつけてやっているとこの主任手当の問題もあるでしょう。どつちを選ぶかと言われたら、ここを選びます。ぐらゐの大胆な発想を持って、私はやはり文部大臣は事に当たるぐらゐの腹構えがなければできないと思ふんです。これは。こういう私の主張に對しまして、文部大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(谷垣一君) 宮之原さんが長い教育の場における、あるいは政治家としての長い経歴の中で固められた御信念、それに基きまして、ある意味におきましてはしっかりとこの御激励の言葉に對しては敬意を表するわけでござい

いま出しております文部省の案というものが、やはり定数基準の問題が文部行政の中における非常に重要な問題であるという認識のもとに、しかもそれが長期における日本の教育行政の中の流れの中の役割、これは十分私も及ばずながら理解をしておるつもりでございます。その立場に立つて、具体的な今日の状況で、私たちの考えております案を実現していくために、全力を尽さなければならぬと考えておるわけでございしますが、いまの段階は財政当局とこれからやる段階でございします。これを通すためにこつちの方は遠慮するとかいふような問題のまだ出る段階ではなく、こ

れからというような処理をしていくか、私の方はひたすらこの問題を文部行政の重要な流れの中  
でやっていくんだということをはっきりさせて、  
そして財政当局もまたこれに賛同をしてもらうよ  
うな努力をやっていかなければならない、こうい  
うふうに考えておるわけでございます。

○宮之原貞光君 私もいまから皆さんが本格的な折衝に入ることは承知はしております。ただ、いま申し上げておるのは、何も折衝技術の問題について申し上げておるんじゃない。いわゆる相当なダメージを決めてかかるぬことにはなまやましいことではありませんよ、不急不要のものを犠牲にするぐらゐの腹構えでもってやらぬことにはだめですよ、それぐらゐの問題は重要ですよと、これを申し上げておるんですよ。そこところをやっぱり理解しておいてやつてもらわなきゃ困りますね。何もペテランのあなたに私ごときシンピラが、何も予算の折衝の仕方までいろいろ指図しようという気持ちにはさらさらないですよ。問題はやはりきわめて重要な問題であるだけに、文部大臣としての腹構えと決意というものは、相当やっぱり固めてやつてもらわなければきわめて厳しんじゃないのですかということをお願いしながら、言うならば、激励を申し上げておるんですよ、これはあなたを。

続いてもう一つお聞きしたいんですが、それは教科書の問題ですよ。これは初中局長にこれまたたお聞きした方がいいと思いますが、何か大蔵当局局はこれをまた削減をするところの一つの題目としてすでに挙げられておりますね、新聞報道によりますと。しかも、それにかわるどころの代案とも言うべきものとして、たとえば地方自治体の負担にするとか、あるいは所得制限をして、所得の低い層にだけ無料でやるとか、あるいは貸与をするとかという案を検討されておられると、こう伝えておるんですけれども、そこらあたりの今日の情勢はどうなっていますか。ひとつざつぱらんに、こういう会合ですから説明してもらいたいんですよ。

國費負担による無償給与というこの制度の問題につきましては、本年だけではございません。ここ二、三年、大蔵当局としては財政上の問題もあり、何とかしてこの経費を削減する方法はないかという御相談はございました。そして、現在大蔵省に、御承知のように財政制度審議会ですか、ございまして、いまの教科書の問題と、四十人学級の問題をとともに大蔵省として御相談をなすつておる。したがって、その結論をまちたいということも申しておりますが、事務折衝の段階では、いま先生がお話しありましたような、低所得者階層に対する特別措置と、あるいは半額地方負担というようなことも考えられないかというような提案はございました。

○宮之原貞光君 教科用図書検定調査審議会からこの問題についての建議が出ておりますですね。それによりますと、貸与制についてはだめなんだ、こういうことが中心にずうっと書かれておるようですが、それならば、この所得制限で抑える云々と、きわめてこの考え方が大蔵当局では有力だと伝えられておるところの、この問題に対するところの、これは反論にはなりかねるのじゃないだろうかと思つて危惧をしておるんですが、そこらあたりどうなんでしょうか。

○政府委員(諸澤正道君) 実はこの貸与制にしたかどうかということにつきましては、五十三年度の予算折衝の際に大蔵の方から提案がございました。このときはもっぱら貸与制の可否という提案でございましたので、その後予算折衝が終わりましてから、審議会の方にいろいろと御報告をいたしました際に、その話が出まして、そこで教科用図書検定調査審議会の中に、教科用図書分科会というのがございますが、その分科会で、それならば貸与制の問題を自分らでひとつ検討してみよう、こういうような発案がございまして、その結果として実は一年有半ほどかかまして、先般その結論を建議という形でいただいたというような経緯でございますので、この分科会においてその低所得者階層だけに対する給与はどうかというような点に

ついで、御審議は、その審議の経緯からしてなかつたということでごいまして、それはそのほかのやり方についてはどうかという判断を示していないということです。

そこで、文部省としては、しかし、いまの低所得階層の者だけに対する給与というようなことは、これはもうこの無償制度の本来の趣旨からして、義務教育無償というものは貧富の差なくすべての児童、生徒に給与するということに意味があるわけでございまして、本来の趣旨を逸脱するようなそういう施策はとうてい考えられないということです。これは別途申し上げておるところでございます。

○宮之原貞光君　これは私は大臣もお読みいただいております。これは私には思いますがね、こ

の建議は。もしお読みいただいておるならば、この問題に對しますところの御見解を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(谷垣 專一君) 教科書無償の問題について、財政当局からいろいろなアドバールンが上がつておるようでございますが、また同時に、先ほどの審議會の方からのあれもまた承つておりますが、いろんなそれぞれの案が出ておりますけれども、教科書は無償供与するという原則と申ししますか、その立場から若干質の違う皆対策のようであ

あると私は受けとめております。非常に生活困難の方々のみにそういうものをするというようなことにいたしましたも、教科書無償の本質的なものから外れた対策、貸与制もまた不十分のように私は感じます。今後やはりこの施策は継続していくべきものと考えますので、そのための努力を財政当局にも十分納得をさせるべきだと考えておるわけであります。

○宮之原貞光君　私は大臣のいまの考え方、非常に共感を覚えておるんですよ、率直に申し上げて。というのはこの建議案は、確かに貸与制の問題について、貸与はだめだという観点から書かれておりますけれども、やっぱり大臣がいみじくもいま質が違ふ云々とおっしゃったのは、残念ながらやはりこの建議案は、貸与制度の教育上の問題とか、

管理上の問題、財政上の問題、教科書発行供給上の問題点は書いてありますけれども、肝心のやはり義務教育は無償であるという、この原則と申しますか、このやはり物の考え方というものはきわめてこれは薄い。確かに答申のちよつと上の方には書いてありますけれども、言わんとしておるところは下のところだけ書いておる。もし大臣が憲法二十六条の示すところの、義務教育は無償であるという、このところがやはり薄いんだとい

う立場からの質の違いということだったたら、全面的に私はその大臣の所見に賛成なんです。少なくとも、やはりこの教科書無償という問題も、そのところを踏まえたところの折衝なり、あるいは主張というものがなければ、私はこれまた迫力を欠くものだと思うんですがね。そういうふうには私は大臣のいままでのお答えを理解したいと思うんですが、大臣、義務教育無償というこの意義なりをもっとちょっと敷衍をしてお聞かせをいただきたいと思うんですがね。

○国務大臣(谷垣專一君) 余り、まだ新米でございまして、詳しい中に入りたくないんですが、最高裁の判決等も十分承知しながら、教科書の無償供与は今後とも継続したい、その立場で予算折衝に臨みたい、かように考えております。

○宮之原貞光君 いや、教科書無償というものと、義務教育は無償というものと、私どもはやっぱり本質的に同一の基本理念に立たない限り、この問題処置できないと思っておるんで、そのところをさつき質の問題でなかなかいいことを言われておったんで、もう少し大臣の造詣のあるところをお聞かせ願いたいと思ってお聞きしておるんですがね。ただ折衝に当たりたいではなくて、今度は折衝と離れてそのところをちよつとお聞かせいただきたいんですよ。

○国務大臣(谷垣 恵一君) 憲法の規定の解釈はいろいろあると思いますし、先ほど申しましたように、最高裁の判決自体、授業料の問題ということに限定をしておることも十分承知をいたしております。しかし、すでにこの制度が現実には動いてお

るわけであり。その精神の根底にいま言いましたものがあることも、これもまた十分推察のできることでありますので、この問題については、これから新しくどうこうする問題とは違、そういう経過的な問題も含めまして継続をしていく、そのことが私は当然であろうと考えている、こういうふうにして申し上げておきたいと思

○宮之原貞光君 これ以上大臣からもうと教育の問題の基本的な問題についてはお聞きするのは無理かもしれませんが、私はこう思っておりますが、それに対して最終的にまた大臣の考えをお聞きしたいと思ふので、これはもうね、経過的な問題という私は受けとめ方では困ると思つておるんですよ、率直に申し上げて。いままであったんだからこれを続かすんだということでは。たとえば、三十七年の通常国会ですか、教科書無償に関するところの法案が出されたときには、私はその際の提案理由というのには非常に飽き足らない、きわめてまた一つの政治的な物の考え方というのがにじみ過ぎておると思つていたんですよ。なぜかと申しますと、いま古い資料もありますけれども、当時の提案理由でこう言つておるんですよ。「教育を通じて、わが子が健全に成長し、祖国の繁栄と人類の福祉に貢献してくれるようになることにあると思ふのであります。この親の願いにこたえる最も身近な問題の一つとして取り上げるところに、義務教育諸学校の教科書を無償とする意義がある」そこはいいとして、またその教科書もいろいろ批判があつたが、新しい学習指導要領がつくられて、日本人としての自覚を持たせるような教科書が刊行されるようになったから、無償にするに比べて、児童、生徒が国民的自覚を深めることに役立つんですよ、こういう物の言い方ですね。この後段の提起などはまさに私は政治的問題、基準法の強化の問題ということ、相当これ議論の分かれるところの問題なんです。あれを通そうという一つの政治的な意図で、与党の皆

さんを納得させようと思つておる、この意図がにじみ出ておるかもしれないけれども、余りにも私はやはりこういう考え方では、これは教科書無償云々というもののあれにはなつていかぬのじゃないでしょうか。あの指導要領というものが、今日いろいろ言われておる。たとえば学校教育におけるところの創造性、自主性を発展させなさいと言いつながら、この指導要領の基準性の拘束性という問題について非常なやっばり問題がある。それでいて何が一体できるかという議論さえもある。私はやはりこういう立場ではなくして、むしろ義務教育の無償というこの考え方というのは、日本国憲法のやはり基本的な物の考え方から出ておるところの問題ですよ、このところを踏まえていただかなきゃ困るんじゃないでしょうか。

やもするとやはり戦前の感覚でもって、親が就学義務を負わされておるところの見返りだから、義務教育については無償にしようとかというような物の考え方では私はだめだと思ふんです。少なくとも日本国憲法は、二十六条ですべての国民に教育を受けることの権利を保障しておるんですから、無償原則というのはやはりこの権利を保障するという立場に立たない限り、私はこの問題に對するところの物の考え方を間違ふんじゃないかと思ひます。それでなければ、いわゆる一つの裁判の判例みたいに、いや義務教育というのは授業料を取らないだけで、これが無償なんだという憲法解釈をするところの人もまだおられる。そういうものの立場に立つ限り、私はこの問題は解決つかないと思ふんです。そういう論理に立てば、財政が困難なんだから、一時ストップしてもいいじゃないかという論理さえも出てくるんですよ。この無償の原則というものは、それを単に授業料だけじゃなくて、いろんな施設設備の面、あるいは教材の面においてもどんどん広げていく、場合によつてはこれをさらに高等学校教育のところにも進展をさせていくという一つのやはり展望、物の考え方の中からこの問題を私は処置をしなければ誤るんじゃないかと思ひます。初中局長とき

どき首をかしげたりしておるけれども、実はあなただけの前任者、前の前の前任者だつて、岩間初中局長もこの種の答弁をしておるんですよ。またその後文部省の方針が変わつたというのなら聞かせたいんですが、この議事録は、四十八年の四月十七日の第七十一国会におけるところの本院文教委員会の議事録の一部です。当時の岩間初中局長はこう言つておる。

義務教育の無償の範囲でございしますが、ただいまのところ私は授業料をとらないというのが義務教育の無償の考え方であらうということとでございします。しかしながら、義務教育の趣旨をよりよく実現いたしますために教科書の無償というものを始めたことは、これはもう御指摘のとおりでございします。

さらに、今後の問題でございしますけれども、私ももしましては、義務教育はできるだけ父兄の負担を軽くするようにということから、全体の一〇％でございしますけれども、家庭が貧しくて義務教育に多大の費用というものをかけるわけにいかないような方々に対しては、教科書のほかに、学用品でございしますとか、通学用品でございしますとか、あるいは医療費、給食費、それから修学旅行費、そういうものにつきますので、これを無償にするような方向で進んでいくわけでございします。それからさらに、これは国会でもやはりお取り上げをいただきました、学校の教材を充実するということ。

さらに、今後年次計画を持ちまして教材の充実ということをお無償の方向にやっばりやつていくんですよ、こう言つておる。

この物の考え方は、裁判の判決が義務教育無償というの、授業料を取らないことだけが無償なんだという物の考え方じゃないんですよ、大臣。どんどんどんどん、やはり財政の許す中でこれを広げていって、教材の面においても、器具の面においても、やはり国民がひとしく教育を受けるところの権利を保障できるようにやるのが、行政当局のこれに對するところの物の考え方なんです。

ということを明確に言つておるんですよ。このところを大臣踏まえていただかなければ、最高裁の判例どうだこうだというように、いわゆる裁判での授業料云々というところにとどまつておる物の考え方をあなたが持つ限り、一歩も前進しません、率直に申し上げまして。私は、先ほどあなたの説に賛成というのは、義務教育というのは無償だ、その無償というものが、どんどんやっばり拡大をしていかなきゃならない、その一つの手だての中で、教科書無償というのが一つの段階の中で出されて、ようやく定着しておるんだから、これを確保すると同時に、さらにやはり、文部行政の責任者としては、これを拡大するところの方向に問題を進めていくと、このところを踏まえない限り、この問題に對するところの指導を誤ると私は思ふんですけれどもね。私はそう思ひますけれどもね、大臣はやはり、義務教育というのはあくまでも授業料を取らないことが無償だというふうに、狭い意味にお考えなんです。どうなんですか。

○国務大臣(谷垣一君) 宮之原さんの御趣旨、御意見はもう十分によく拝聴をいたしておりました、私は、いろいろな解釈が仮にできるといたしましても、そういう、現実に制度自体が定着しておるという事実は、やはりこれは非常に大きいと私は思ひます。今後の発展をどういう方向に持つていくかということについては、これはいろいろ議論が、財政上の問題等があると思ひますけれども、憲法における、いまの無償の問題、それに対する解釈が仮にあるといたしましても、その後の経過がこういうことになつておるといふ、そのことと両方あわせて考えますと、これは非常に大きな意味があるというふうに認識をいたしました。財政当局と話を続けると、こう言つておるわけでありまして。さらに発展的にそれをどういうふうを持つていくかということにつきましては、十分に考へていかなきゃならぬと思ひますが、いま提案されておる財政当局のいろいろな試案に對しましては、そういう考へで持つていききたいと、こう

いうふうに申し上げておるのでございます。

○宮之原貞光君 だから私は、せっかく谷垣さん文部大臣になられたわけですから、この機会にやはり、従来のうつつとやってきておるんだから、これをさらに続けさせてくれというだけじゃなく、教育とは何かと、常にやはり教育の観点から物事を処していただく、また、そういう立場から強くこの無償の問題も正面に押し出してやっていただかなければ、これは国民の期待にこたえないんじゃないだろうか、こう思つて申し上げておるんですから、どうかこれは、いままでもやってきておることだけで認めると言うだけでは、ちよつと迫力を欠きます、率直に申し上げて。やはり、いろいろなこの義務教育というもののあり方の問題を踏まえながら、強力にひとつこの問題についてはやっていただきたいということを、私は御要請申し上げておきたいと思つてます。

なお、お尋ねいたしたい点は学校給食の問題です。これは文部大臣のおはこのようですから、ちよつとまたお聞きしたいんですが、これは新聞報道によりますと、文部大臣は二十一日ですか、記者会見で、米国流のパン食を学校現場にならしたことは政策的に失敗だったと思う、日本人は米を食べていくべきだというふうに、真正面からいままでの文部行政におけるところの学校給食行政のあり方を批判をされていらつしやるようですが、その真意とか、あるいは根拠というものをどういうふうに踏まえておられるか、そこをちよつとお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(谷垣一君) 戦後いろんな経緯があつて、今日の学校給食の形態が出ておると思うんですけれども、私はその土地で生産されたもので生きていくと申しますか、それを摂取して生きていくということが人間の一番自然な生き方だという物の考え方を実は持つておるわけでありまして、日本の広い国土をいろいろと議論するわけにはいきませんけれども、やはり日本列島の自然状況、あるいはいままでの社会的な習熟度を考えてみますと、これを、日本のようなモンスーン地

帯においては水田によって米をつくるということがきわめて自然な、また適合した状況のものである、したがつて、そこで住んでおる私たちは米を主食にして生きていくということが自然な生き方である、こういうふうには根拠にそういふ考え方があるわけではございません。もちろん北海道の方で、いやそうじゃない、もつと違う食べ方があるというお考えももちろんありますし、それはそれで正しいと思つてますが、大ざっぱに日本全体で考えますと、私はそういうふうにするわけではございません。

それで、もちろんこのパン、あるいは小麦粉による給食の事実そのものが戦後の混乱した食生活の中で、アメリカからの一種の救恤品のような状況から出てきておるという経緯がございますし、またそれを教育の場に取り入れて、教育的な立場から見て、また体育の状況等を改善する意味から言つて、非常な苦勞をしてまいつておるという経過は、それも承知をいたしておるつもりでございます。しかし、当初申しましたように、日本の食生活のあり方と申しますか、それを考えました場合には、米飯の給食というものはごく自然なことではないか、こういう立場から、現時点に立つて考えれば、終戦後以来続いていたパン食、あるいは小麦粉によるめん類等の供給もあらうと思つて、これはいささか問題ではないかという趣旨を実は申し上げたつもりでございます。学校給食だけが児童の諸君の食生活でないことも心得て言つておるつもりであります。むしろ少年期、児童期における食生活というものが、教育の立場から見てもいふところ、あるいは学校教育の上にも必要でありまして、さらに子供のときに日本のこれからの食生活を考えても、もう少し米飯の給食の割合を進めていくのは、これはごく自然なことじゃないか。現在行われております週二回の計画がいま進行の途中でございまして、これをさらに進めていくということがいいことだということを私は申し上げたのでございます。

○宮之原貞光君 いや、それは農林省出身の文部

大臣が、それは今日の食糧政策、あるいは米の問題でいろいろあるという政治的背景の中、あるいは日本人の食生活の問題、そういう問題から米飯給食というものをもちつと積極的に取り入れていきたいとおつしやるなら、それはそれなりに意味がわかる。けれども、いままでのパン食中心の学校給食は政策的に誤りであつたということになりますと、私は体育局長に質問したいんですけれども、今度はやはり文部省としては、今後大臣のように、いままでのものはみんな誤りだつたからこう直すのだという新しい学校給食政策を出すというふうになりますか。同時にまたいままではやはりあなた方も誤りだつた、こう思つておるのですかね。ちよつと局長の答弁を聞きたいね、これは。

○政府委員(柳川覺治君) いま大臣がお答えになられましたとおり、わが国の学校給食で、わが国の国土で、土地で生産されるもの、それが取り入れられるというところは、最も素直なことだということをお大臣はおつしやられたわけでございます。また学校給食には経緯がございますが、パン、ミルク、おかずというこの仕組みの中で、児童、生徒の健全な体の育成、あるいは国民の食生活の改善にも寄与してきたことは事実でございます。この両面の課題をうまく調整していこうというところで、現在週二回米飯給食を導入するところ、計画的な実施を進めておるわけでございます。これにつきまして、大臣はそのことを含めて御回答されたことでございます。私も、当面この年次計画による五十六年の完成を目指しております。米ありパンありという、この給食の目標達成をしていきたいというふうに考えております。

○宮之原貞光君 文部省が学校給食の充実という問題で、一番新しい時期に方針というのを決めたのは、これは四十五年ですかね、そうですね。

○政府委員(柳川覺治君) はい。

○宮之原貞光君 そのとき以降ずっと米、めん類、パンのバランスをとれというのをしきりに学校

給食で指導されておりましたね。大臣の政策的にいままでも誤りだつたと、これは欠けておつたんじゃないだろうか、こういう物の考え方からすれば、それはやつぱり間違ひなんですね、米飯食中心にやはり学校給食を考へるべきだということに方針が変わつていくというふうには理解せざるを得ないのだけれども、いまの体育局長の答弁を聞いてみると、四十五年時代からのずっとやつぱり基本的な物の考え方が重要で、それはあのときに五カ年間の実験をしながら徐々にいろいろ順序を立ててやつてきておる。もうその結論が出たから今後ばつと大臣の言うとおりに変わつていくということになるのですか。あの方針はあくまで堅持されるというなら、大臣の言われたこととの調和というのはいささか保つていくのですか。ちよつとまた具体的にお聞かせいただきたい。

○国務大臣(谷垣一君) 私が申し上げております点は、決して日本で米が余つたから、余つたものを学校給食に回すという、そういう考え方では申し上げておるものでは決してございません。いまの日本——いまの食生活、また従来の食生活、日本人の食生活を考へても、米がやはり主食であることはきわめて自然なことであるという考え方、パン食を全面否定するところの考え方では決してございませんけれども、しかし、やはり食生活の基本的なそういうものがあるというところ、しかも、それは食生活に關して非常に大切な時期の児童、この時代にそのことをしっかりとひとつなじんでもらう必要がある。もちろんミルク等を給食に入れまして考えた場合には、それが米よりもパンになじみやすいというふうな事実もあり、また従来の食糧の状況の中でアメリカからの小麦粉の給食という形で進んできたということもこれはあるわけでございます。またどういふものを食べなかならぬという強制ができる筋のものでもないことも十分知つておきながら、私はしかし大切な児童の時代に日本の食生活の基本的な米飯というものをもう

少し重視をしていく必要があるのではないか。それが五十一年からいまま実施されております学校給食における米の給食を、週二回をするというこの計画を確実に追求して完成させていく必要がある、これを強く少し申し上げておるわけであり、完全な給食、体育をするためにという必要があることは十分存じておりますけれども、それは日本の食生活の基本にある米飯というものを通過してございまして、もう少し子供の教育の中には、米飯の日本人としての食生活の重要性を具体的に考えていくような、そういう場をつくつてもらいたい、こういうことを申し上げておるわけであり

○宮之原貞光君　そうすると大臣のこの学校給食に対するところの物の考え方はこう理解していいですか。日本人は米が主食なんだ、だからやっぱり学校給食でも米食というか米飯給食というものをもう少し重視をしていくべきではないかと、こういう考え方だというふうにいまの説明では受け取られるのですよね。そういたしますと、いままでのこの日本のパン食中心の学校給食にならしてきたのは政策的に誤りだったと、これはちよつと勇み足過ぎますね、どうなんですか。そのことが与えるところの影響が大きいだけに、そのことはきちつとはつきりおっしゃつておいてくださいよ、どうですか。

○国務大臣(谷垣一君)　いま現実に週二回の米飯給食をやろうとして、実際はなかなかその達成度が遅々としておる点が多いと思ひます。まずこれをやっていくべき必要があるというのが私の考え方でありまして、その中に、従来からのいわゆる小麦粉給食という形で入つてきた中へ、もう一度日本人の食生活を考えた場合に、米をもう一度見直していただく必要がある、こういう主張を私がしたわけでございます、いままでのやり方が間違つておるとか、間違つていないとかいう議論が、言葉がそういう形になつて出ておつたという

ことであれば、これは少し行き過ぎであつたと思ひますが、いまの学校給食の考え方、五十一年からの週二回というあの計画がまだなかなか達成されてない状況、せめてそのぐらゐの計画がもつと早く達成されたい、こういうことを私としては申し上げておるわけでありまして、ことにそういうことを感じますのは、何と申しますか、案外なところで米の問題が少し軽く考えられておるんじゃないかという感じが私はいしたものですから、そういうことを申し上げておるわけでありまして、

○宮之原貞光君　私ね、その二十一日の記者会見の新聞を見まして、一社だけかと思つたら、みんな同じことを書いてあるんですよ、これは。いまの御答弁からすれば、これは間違ひですね、ちよつと勇み足ですね。まさか私は、新聞が責任だとは言えぬと思ひますよ。ここらあたりに、また谷垣さんがよく漫画で書かれておる、農林官僚のしっぽがついておるんだと、こう言われるところのゆえんじやないでしょうか。ぼくは文部大臣になられたんだから、こんなしっぽなんてきつと切つちやつて、文部大臣という立場から、教育的な立場から、私は日本の食生活という立場から、もつともつと、いまおつちやつたように、週二日というの、現実から見れば普及率、実施率が小学校で七六%で、中学校で八三%なんだから、これをまず今度はやれ、こゝへ力を注ぎたい、これなら素直に理解できますよ。だから、そういうふうな物事はやはりいままでのいろんな経緯も十分踏まえてちよつとやつてもらわなければ、無用な混乱を起しますから、その点だけはやはり今後のためにも、私はあえて御忠告を申し上げておきたいと思ひます。

そこで、お聞きしますが、これは体育局長、米飯給食を文部省は教育長を呼んで個別に直談判をしておるといふ記事があるんですが、そういう点ではまさに谷垣さんが、今日文部大臣になるのを早くに読んで、半年前からやつておられたかもしれぬけれども、これ四月二十日の記事でなければ、「食べぬなら食べさせてみよう」という見出し

のもとに、「米飯給食 文部省、推進へ攻勢 教育長を呼んで直談判」と、こう出ておるんですが、これはあれですか、先ほど局長にお尋ねしますと、四十五年の方針は変わらぬのだと、こう言ひながら、一人一人呼んでやられておるといふ、この真意は何ですか。そのことをまずお聞かせ願ひたい。

○政府委員(柳川覺治君)　米飯の導入につきましては、それぞれの地域、学校で大変な御理解と御努力を賜つておるわけでございますが、現状がなかなか地域差がございます。特に、大都市におけるこの面の導入につきましては、なお努力を要するということでございますので、私も大都市の教育長を中心として、これへの努力をさらに御要請をしたということでございます。このことは学校給食に并当持参でないんじゃないかと、いろいろな問題もございまして、それぞれの地域で、それぞれの学校の事態に應じた具體の推進方につきまして御意見を賜り、五十六年は間近でございまして、また、今年度から従来三五%引きでありました米の価格につきましても、これを六〇%、あるいは初めて米飯を導入するところにつきましては七〇%引くということの価格の方の問題もそれなりの前進を見ましたので、この機会におくれておる教育長さん方に直接お願いを申し上げた、御依頼を申し上げたということでございます。私はこの米飯導入につきましては、各学校の、特に、先生方、あるいは給食の関係者の深い理解と協力がなくては実現しないという問題でございまして、そういう観点に立ちまして、教育長さん方にお願ひもし、御激励もしたということでござい

ます。

○宮之原貞光君　非常な地域差というのがござい

ますね。栃木、千葉、香川、奈良、佐賀、沖縄なんかは九〇%、東京七二%、神奈川二〇%、大阪二七%、兵庫四七%というように、非常なやはり米飯給食の実態に差がある。それを埋めるためにというのはわかりますね。けれども、どうも話を聞きますと、今度はお米になると六割引きがあるから、安上がりだからやれというふうにしに聞えませんわ

ね、これ。問題は、米が安く入つて、給食費も安くなるからやれということよりも、なぜ格差があるのか、地域差があるか、そのところをやはり説明して手だてするということが先決じゃないですか。安くなったからお前たちやれやれと言つてみたつてそれはいきませんよ、それは。口をあけて無理やりに押し込ませるわけじゃないのだから。

そこで、私は大臣にお聞きしますけれどもね、大臣の米飯給食への熱意はわかるけれども、こういう格差があるのです、五十三年の表を見ましても、一体どこに原因があるのか、そのところを大臣はどういうふうにとらえていらつしやいますか、これは大臣からお聞きしたい。

○国務大臣(谷垣一君)　いろいろ問題があるのだらうと思ひますが、私は、一つには施設の問題もありましようし、それから、従来パン食になれておる、そういう形のところもありましようし、また、もつと考えるによりまして、果たして言つてみますと、米の供給そのものがおいしい米であつたのか、あるいはそれが品質のまずい米であつたのかというような問題もありましようし、あるいは従事しておられる方々のいろんな炊事の問題もありましようし、そういう問題が出てきておるのではないかと、あるいは同じようないわゆる地方の府県におきましても、県ごとの差があるようにも思ひます。そこらももう少しいろんな事情、どういふところであるかというこの検討を私はいたしたいと思ひますが、事務当局としてはそれぞれの県の実況も考慮して、施策を指導しておるのではないかと、いふふうにしておるわけであり

ます。

○宮之原貞光君　ぼくは大臣、それは米飯給食に比重を置きたいというのなら、ただ日本人は米食でずつと食生活をしておるからやるべきだと言つたつて、私は通用せぬと思ひますよ。問題はやはりそれは安くなるということ、おいしくなるということも大事ですけれども、なぜ特に米飯給食というものが都会地とまつておる、普及をしないか。

やっぱりその障害点になっているところの問題を、精神論でいかぬのですよ、これ。一つ一つやはり皆さんが文部行政や予算措置の中で除去をしていくという、これがない限り幾ら農林省出身のあなたでもこうはいきませんわ。たとえば率直に申し上げて、いまのやはり米飯給食というのは手がかかり過ぎる、労働過重になる、設備もないというのが端的な声なんです。それならば施設を拡充するためには今度は予算これだけふやそうとか、給食関係の人が足りない。非常に労働強化になっちゃうんです、限られたところの給食関係の従業員だけでは、もし米食を普及させるとするならば、その人の補充もさせていく。手間のかならないような工夫をする、そういうものを待たなければ、それは日本人が米を食うべきであって、これはアメリカの小麥粉を食うというのはいけなからぬと言って、国粹主義的な物の考えで、学校給食というのは批判されたんじや、これはだめだ。同時に学校給食というのは、そういうポリシー以外に、学校教育としてのやはり給食なんです。よく現場の皆さんはこう言うんですよ。どうも文部省の大事な金でいろいろやられるんだけれども、いろんな政策の問題だけが先になって教育は後追いをしておる。これでは私はぐあいが悪いと思うんですよ。したがって、そのところをきちんとかみとめたところのものをしない限り、幾ら大臣が言われたって、あるいはまた体育局長が大臣の意を体してやろうとて、肝心なもののその隘路になっているところの問題点を除去してやらない限り、この問題の発展はありませんよ。そういうふうにして上げておきますがね。

それで私はこの問題について最後にもう一つお聞きしたいんですけれども、先ほど体育局長は四十五年に出されたところの学校給食のやはり道しるべというものを基本にこうしておるといってお話なんです。しかし、これは四十五年に保健体育審議会の答申が出ておりますわね。これに基づいておるんでしょ、体育局長。

○政府委員(柳川覺治君) 四十五年の保健体育審

議会で改めて今後の学校給食のあり方につきましての御審議を賜りました。その中で学校給食の米飯導入につきましては、先生も御指摘のような種々の問題点もある中で、その辺の十分検討をしながら進めていくということで、実験学校の取り組みに入つたという形でございます。その実験学校を経まして、五十一年から年次計画で推進するというのを改めて保健体育審議会の御意見を伺いまして、保健体育審議会の御答申で、米飯給食は、食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせるなど、教育上有意義であり、わが国の食糧資源を考慮した日本人の食生活を再認識して、これを積極的に推進すべきであるという御答申をいただきまして、これに基づきまして五十一年から年次計画の推進に入つたという経緯でございます。

○宮之原貞光君 だからこの答申を尊重してその筋でやっておられるわけでしょう。そのことは間違いないですね。

○政府委員(柳川覺治君) はい。

○宮之原貞光君 それで、そのことに関連してお聞きしたいんですがね。いま体育局長の方は米飯給食のところだけ言いましたけれどもね、ほくはやはりこの全文を見て、たとえば学校給食の改善と書かれたところのものがあつたんですね。こう書いてありますよ。これは「パン、ミルク等」と書いて、(3)ですけれども、学校給食は、成長期にある児童、生徒の発育に必要な栄養素を十分摂取できる食事内容とすることに主眼をおいておる。このため、食材料としては、牛乳、乳製品等が重きをなしており、主としてカロリーの摂取源としての役割を持つ穀類については、小麦でも米でも栄養上さしたる違いはないが、米飯よりはパンの方が牛乳、乳製品に合う等栄養確保の上で容易であり、取り扱い上も便利である。このような事情から、学校給食においては、パン、ミルク、おかずの食形態を基本とし、特別の事情あるとき米を使用することもしつかえないとしてきたのであるが、米は一般に美味で、おいしくて、また塩気

の多いおかずを伴いやすいことなどからとかく過食になりやすく、食事内容の栄養的均衡を欠くおそれがあるので、米の使用基準を十分に指導し、精白基準の明示、米への栄養強化、おかずの充実云々と、こういうふうなことに重視しなければならぬ。この物の考え方、これはパン食というものが学校給食の主流なんですよという物の書き方なんです、それが見たつて。ただし、これに米飯給食ということも重視しなきゃならぬから、まづ米の場合にはこうこういう欠陥があるから、この点を十分踏まえてやりなさいと、こう出しておるんですよ、これは。そういたしますと、これも変更しないと言ふ。大臣はまた今度米に少しウエートを置きたい。こういうことになるかと下が混乱するのは無理ないでしょうか。一体どっちがほんまかということになるでしょう。ほくはこにも大臣の就任翌日のあの言葉でさらには混乱を増しておることの要因があるので、私は何もここでこれをとつちめようという気はさらさらありませんがね、体育局長。この種の問題もやはりきちんと踏まえて、大臣の出す方針、一体どうすればいいかという問題をやはり明確に指導しておいてもらわなければ困りますよ、これ。それだけ申し上げておきます。

○政府委員(柳川覺治君) 先生御指摘のとおり、四十五年実験学校に入るときに、保健体育審議会にお諮りいたしまして御意見を賜りました。米飯の導入については、栄養面あるいは実施面で十分な手当てをしていくことの御答申をいただきまして、改めて五十年の十二月に学校給食における米飯導入についてという諮問をいたしました。その御意見の結果、先ほど読み上げましたとおり、米飯の導入について積極的な推進を諮るという方針をいただきました。現在進めておるといふ経緯でございます。

なお、四十五年の御答申の中で、いま先生の御指摘されました日本人の炭水化物は米でも、あるいは小麦粉でも、いずれでもよいという考え方が

あるという点は、三十六年に国民栄養審議会の方でそういう方針が出されております。それを受けて述べられておるものでございまして、これから米飯の積極的な導入また年次計画の目的達成のために、種々の施設設備の補助の増額、あるいは委託工場への設備補助等の問題、あるいは価格の問題もそれなりの前進を見ましたので、鋭意各方面の御理解、御協力を得まして、その実現を図つてまいりたいと思つております。

○宮之原貞光君 ほくは多くは申しませんが、大臣の言うことと指導の間にやっぱりギャップがあるというところは事実なんです、大臣、どう言われようと。といってほくはパン食がいいと言つておるんじやない。米飯給食を重視するのは結構だ。けれども、それならばそれに至るようには、学校現場に混乱の起こらないような手当てをしなから、あるいは米飯給食は進展をしないとこのいろんな隘路があるわけですから、そのところをやはり除去しながらやっていくという、やはり実際に学校で学校給食を指導しておるところの先生方が、その立場を踏まえながらやつてもらわなければ、思い通りに、大臣がかつたからといってぐりぐり変わつて、あれはどういうことだろうかというようなことでは困る。そのことだけは申し上げておきたい。そういうことを申し上げたいものですからいままでお聞きしておるんですからね、そういうふうな御理解いただきたいと思うのです。

割り当てられた時間がありませんから、もう一つこれは聞いておきたいと思うのですが、これは給食の問題とは別です。

大学局長、放送大学の問題なんです、御承知のように、八十七国会に提出されたこの放送大学法案は廃案になりましたね。それをまた次の通常国会もそのままだと出そうというお考えなんです、どうですか。次の通常国会はまた長期間だから、粘れば何とか通るんじやないかというふうなお考えなんです、どうなんでしょうか。端的にそこをお聞かせ願いたい。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、前通常会で衆議院文教委員会において慎重な御審議を賜ったわけでございますが、廃案になつております。その後臨時国会に提出をいたしましたけれども、これも審議を経ないで廃案になつてゐるわけでありまして、私もしましては、放送大学法案の内容については、前回法案を提出いたしました際に十分に検討をして最善と考えられる案を提出をしてゐるわけでございます。衆議院における審議におきましていろいろと問題点が指摘をされておりますけれども、そうした御指摘を踏まえた運用について十分留意をする必要があるということには私も十分承知をいたしますけれども、法案の内容につきましては、大学局としては前回提出した法案と同一のものをできるだけ早く提出をし、国会において御審議を賜りたいと考えております。

○宮之原貞光君 大臣、ひとつ聞いておいてください。これはまた通常国会では重要法案の一つですけれども、こういう物の考え方が困るので、あなたも長いこと官僚育ちですから同じ考え方かもしれないけれども、最善の案だから手直しをする必要がない、そのことよりもまずどこに問題があったか、どこを手直しをしなきゃいかぬか。いわゆる国会でいろいろ議論するでしょう。そうすると、やっぱり問題点というのは指摘されたら、それは謙虚に受け入れて、いろいろな各党の意見を考えながら、修正できるものはして、よりよいものをまとめていくというのがこれは民主政治のあり方じゃないですか。それをいろいろ意見がありましてけれども、最善の案として考えてまた出しますと。それ出されても結構ですよ。しかし、またつづけますよ、それだけ言つておきましますから、いまのままだったら、来年の通常国会だって長くないまでもやれぬでしょう、参議院選挙があるんだから。大体いつまでやつたつて六月の初めごろまでですよ。そういう中でこれは通りつこありませんよ。あれだけ問題点が指摘されてゐるじゃありませんか。たとえば、やっぱり放送大

学の設置母体となるところの放送大学学園の組織、機構の問題、こういう問題についても、ただ現在の特殊法人の形をそのまま持つてきてやろうとしたつて非常に無理がありますよということも指摘されてゐることも局長一番御存じでしょう。あるいはまた文部大臣及び理事長の権限が非常に大き過ぎやしないかという問題、あるいはまた放送大学の成功によつて、学習センターというものの整備等とも不可分であるけれどもどうかという問題。また一番重要な放送法四十四条三項との関係、あるいは現在あるところのNHK、民放というもののもう一つの国営放送というものができる。こういうやはり放送のあり方の問題、電波のあり方の問題からすれば、これは一文教の問題じゃないのですよね。だから、そこあたりをむしろ皆さんの方としては、問題があれだけ指摘されてゐるのだから、そういうものを謙虚に、検討すべきものは検討して、よりよいものをまとめて合意を得ていくというのが筋じゃないですか。政治情勢はそれぞれ伯仲の時代になつてゐるでしょう。それを与党の皆さんだけにおすがりしてやろうとしたつて、時代はそうはいきませんよ。しかも、これは単に野党の方から指摘されたところの問題点だけじゃない。与党の通信関係の皆さんからも指摘されておるじゃありませんか。こういう事態を踏まえて私はやはり検討すべき段階にきてゐると思うのですよ。私は大臣が次は提案者になられますから申し上げておきますけれども、どうなんですか、やっぱりこれでいいというお考えなんですか。ちよつとそこだけお聞かせ願ひたい。○国務大臣(谷垣一君) まだがたがたして承知はいたしていませんが、いざね早急に経過も聞き、そして決心をしていかなければならぬ、かように考えております。いま宮之原さんからの話は十分にお聞きいたしましたので、努力したいと思つております。

○宮之原貞光君 大分長いことあれでしたけれども、大臣、教育の当面の課題というのは、特に予算折衝の中では教育の基本にかかわるところの問題が、今度ぐらゐ象徴的にあらわれてゐるときはないのです。したがつて、おわかりだと思ひますけれども、それこそそれは職を賭さなければならぬ決意でもつてやつてもらわなければならぬと思ひますが、最後にそこあたりの大臣の決意のほどをお聞きして質問を終わりたいと思ひます。○国務大臣(谷垣一君) 篤とひとつ努力をさしていただきます。かように考えております。○委員長(大島友治君) 本調査に対する午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後は一時三十分再開することとして休憩いたします。午後零時三十分休憩

午後一時四十分開会  
○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、教育、文化及び學術に関する調査を議題といたし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願ひます。○白木義一郎君 私は、きょうは、ある日突然父親を失つたり、あるいは母親または両親を失つた交通遺児の教育問題について、お尋ねをしてみたいと思ひます。最初に、厚生省の方から、全国に母子家庭がたぐさんおられますが、その母子家庭の数並びに生活の実態はどのようになつてゐるか、お尋ねしておきたいと思ひます。○説明員(伊藤卓雄君) まず、お尋ねの母子家庭の数でございますけれども、五十三年八月現在の調査によりますと、全国で約六十三万四千世帯というふうな推計されております。このうち一世帯当たりの平均児童数は、この児童は二十歳未満でございますけれども、一・五六人という結果になつております。母子家庭の生活の状況というお尋ねでございますけれども、これも同じ調査によりますと、母子世帯の五十二年中の年間所得でございますけれども、平均が百五十六万円となつております。この場合の母子世帯は、先ほど申し上げました、児童が二十歳未満だけでなくて、二十歳を超えてゐる世帯も含まれておりますので、平均世帯が三・二人となつておる点だけ御注意願ひたいと思ひますが、この平均所得百五十六万円に對しまして、比較する数字といたしまして、同じく五十三年に調査いたしました国民生活実態調査、これによります全世帯の平均所得を見ますと、これが、同じく五十二年中の年間所得でございますが、平均が三百三十六万円ということになつております。この場合の世帯人員は三・五六人となつておりますので、厳密に言いますとこの辺修正する必要があります。母子世帯の年間所得が一般の家庭に比べて二分の一以下ぐらいであるということが言えるのではないかとこのように思つております。なお、支出の方を見ても、これも、ただいま申し上げました所得に對比した直接的な数字ではございませんけれども、別途私どもの方で厚生行政基礎調査という調査をやりましたものによりますと、五十三年の五月中の家計上の現金実支出額でございますけれども、これが全世帯の場合、これは月でございますが十五万二千円、これに對しまして母子世帯の場合が十萬八千円強ということとで、約七〇%ぐらいというふうな相なつております。以上でございます。○白木義一郎君 その母子家庭の中で、交通遺児の家庭はどのぐらいの数になつてゐるか、お調べなつたことがあると思ひますが。○説明員(伊藤卓雄君) ただいま申し上げました同じ調査の中で、交通事故のために母子世帯になつた世帯数というのを区分してありますけれども、これは先ほど申し上げました六十三万四千世帯のうち五・九%に当たります三万七千世帯というふうな推計されております。これは、実は前回にやりました調査、五萬五千世帯と推計されておりましたのに比べて若干減つたという、実数にお



に考えておるわけでありまして、文部省の分野におきましては、極力これらの交通遺児に對しての教育の機会が与えられるような努力を今後続けてまいりたい。かように考えておる次第でございます。

○白木義一郎君 これは大事な問題だと思ひますので、これから文部大臣はよく認識をされて、まだ当委員会では大臣の所信表明を伺つておりませんから、でき得れば明快に所信表明の中で決意を述べられると大変ありがたいと思ひます。

そこで、交通遺児の救済あるいは援助ということについては、運輸省の方でこれが行われてはるが、現在運輸省は交通遺児の教育振興について、どのような援助を行つてこられたか、とりあえず項目だけで結構ですからお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(渡辺純一郎君) 運輸省といたしましては、交通遺児の高等学校進学のために交通遺児修学援助事業と授業料減免事業という二事業を行つております。

まず交通遺児修学援助事業でございますが、これは財団法人交通遺児育英会に對して、自動車損害賠償責任再保険特別会計から助成を行つております。

それから授業料の減免事業につきましては、都道府県に對しては同様の助成を行つておるわけでございます。五十四年度予算で申し上げますと、前者が二億四千四百萬、後者が一億九千三百萬で、合計四億三千七百萬でございます。

○白木義一郎君 いまお答えいただいた中に、財団法人の交通遺児育英会に對して運輸省の方で補助金を出していらっしゃるということですが、その使用状況を過去三年ぐらゐにわたつて御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(渡辺純一郎君) 最近三カ年におきまして交通遺児育英会の補助金の使用状況を申し上げます。五十一年度、予算が一億九千萬元に對して、使用額が一億八千二百萬、五十二年度は、予算額二億一千万に對して、一億八千八百

萬、五十三年度、予算額二億二千八百萬元に對して、一億七千四百萬元となつております。

この原因でございますが、これは交通事故の減少ということによりまして、交通遺児が減少してきたということ、それから自動車損害賠償の補償金額がアップしたということによりまして、借り受け希望者が減つてきたことによるものではないかというふうに思われます。

○白木義一郎君 五十四年度 本年度は二億四千四百萬ですね。この高校生を對象とした奨学金のための補助金の補助率はどうなつてゐるのですか。

○説明員(渡辺純一郎君) 交通遺児育英会が行います高校生に対する奨学金の貸与事業に對する補助率でございますが、補助金交付要綱によりまして、三分の一となつております。

○白木義一郎君 そうしますと、この奨学金全体のうちの三分の一を運輸省の方で補助金を充ててゐる。そうしますと、当然残りの三分の二は育英会が自己資金で賄つていかなければならない、こういうことになるわけですね。そうしますと、またその中には育英資金を出してゐるというものが、この育英資金というのはなかなか基準の高い、成績がよくなければとかなんか条件があつて、なかなか交通遺児の方へ回りにくいという点もたくさんあるんじゃないかと思ひます。

そこで、本年度は二億四千四百萬、いま予算要求の最中ですが、来年度はどのように予算要求をされておりますか。

○説明員(渡辺純一郎君) ただいまの質問にお答えする前に、交通遺児育英会が貸し付けをやつております對象は、特段成績等は問題にいたしておりませんで、交通遺児であること、それから高等学校在学中に在學しているということの証明があれば、さらに生活が困窮してゐるという条件があれば、すべての方が借りられるということになつておりまして、そのための予算不足というのはないような状況でございます。

それから、来年度の予算要求でございますが、

来年度は四億三千五百萬元という予算要求をいたしておるところでございます。

○白木義一郎君 そうしますと、先ほどの御説明だと、予算に對して使用額というのが予算に満たない、こういう経過も経てゐるわけですが、さらに五十五年度で本年度の倍の予算を要求するといふ考え方ですね、根拠を御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(渡辺純一郎君) 来年度の予算要求といひましては、今年度よりも貸与金額の単価を引き上げると、さらに補助率をアップするというところで、結果的に補助金の金額が上がつてきたわけでございます。

○白木義一郎君 そうすると、補助率のアップといふこともその予算要求の中に入つてゐると、こういう御説明ですが、先ほどは三分の一と、こういうふうに向つたわけですが、それを大幅に改めるといふお考えですか。

○説明員(渡辺純一郎君) 来年度の予算要求の過程におきましては、交通遺児育英会と十分打ち合わせの上、補助率をアップして要求することにいたしました。従来は三分の一を二分の一といふことで積算して要求してゐる最中でございます。

○白木義一郎君 この補助率を三分の一から二分の一に引き上げるといふ点については大変前向きであり、積極的な政府の、また運輸省のお考えを伺ひまして、希望を抱いてゐるわけですが、いづれにいたしましても、補助金の残りは育英会がボランティア、あるいはいろいろな方法を講じて、その資金を調達しなければならぬ、こういう現状です。そうしますと、来年度の四億三千五百萬ですか、その要求が満たされたとしても、これに補助率を二分の一に改めたとしても、四億三千五百萬という膨大な補助金を育英会が用意をしなければならぬ、こういうことになるわけですね。これは大変な育英会の大きな悩みの種であると思ひますが、さらに二分の一で事足りてゐるかどうか、あるいはさらにこれを将来にわたつて四分の三に引き上げるといふような考え方をわれ

われは持つてゐるわけですが、その点は運輸省の方はどうお考えでしょうか。

○説明員(渡辺純一郎君) 交通遺児育英会は、民間の善意を基盤として育英活動を行うというのがその設立趣旨となつております。したがひまして、その育英会の健全な事業活動を助成するという意味で、国も応分の助成を行つてゐるわけでございます。とりあえずはこゝ初めて補助率のアップといふことで要求したわけでございますので、当面はその実現といふことで努力してまいりたいといふ考えでございます。さらに、助成を強化するということにつきましては、自賠責特会全体の規模、あるいは育英会の方の意向等も考慮しながら、同会の所管は総理府及び文部省でございますので、これら関係官庁と協議しながら慎重に検討してまいりたい、かように考えております。

○白木義一郎君 そこで、いま運輸省の方では、非常に積極的な交通遺児問題について経済的にも援助をしていかなければならない、こういうお考えを伺つたわけですが、文部省としては先ほどからといひますか、今日までのこの問題について消極的な状態である限り、なかなかこの問題が進んでいかぬ、あるいは積極的に親を失ひ、柱を失つて、進学したくもなかなか思うやうにできないという交通遺児に對する教育問題の解消が前進しないように思ひますが、この点文部省としては運輸省が三分の一の補助率を来年度からは二分の一に何ともしたいと、それに努力をしたい、将来さらにこの補助率を高めた、こういう考え方を示されてゐるわけですので、文部省としても特段の力をこの問題に注いでいたきたい、このように思ひます。繰返して恐縮ですが、今日までの文部省の取り組み方は全く傍觀的といひますか、あるいはよく言えばこれはもう育英会に任してあるんだと、われわれはその母子家庭全体に對しての問題として扱つてゐるんだと、こういうふうなうかがえますが、一般母子家庭と交通遺児の母子家庭とは若干その問題も考え方の違いがあつてもいいんじゃないか、こういうふう

ほども大臣がおっしゃったように、ある日突然としてその一家の柱であり、あるいは経済的支柱が失われてという、そういう母子家庭というようなことから、もう少し文部省としても積極的にこの問題に取り組んで、そして援助の手を差し伸べていただきたい、これが私の偽らざる願望でございます。至急実態の調査をすべきであると思ひますが、そして真剣な対応策を明らかにしていただきたいと思ひますが、この点、まあ細かい点についてはともかくとしても、文部大臣としての立場に立つた以上は、明快なお考えを持つべきだと思いますので、お伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣一君) 先ほども申し上げたと思ひますが、文部省といたしましては、交通事故による遺児だから特別な扱いをするという形をいたしますよりは、家庭の経済的な理由等で能力がありながら就学が困難な人たちに對する対策をどうするか、こういう立場での取り組み方いかざるを得ないのではないかと実は考えております。もちろん運輸省その他の分野で、交通事故等が多い関係もございまして、保険制度その他があるわけでございまして、そちらの方からのいろんな施策もやっていただいて、文部省といたしましては、事故の原因あるいはその理由のいかんにかかわらず、能力のある児童に對して経済的理由その他、そういう状況で就学の機会が狭められておる諸君に對しての対策を考えていきたい。もちろん、先ほど申しましたように、いろんな事故のうちで突然に家庭が収入源をなくするということな状況にありますことは、これは十分に配慮をした対策をしていかなきゃならない、こういうふうにご考慮をいただいております。その立場で十分にひとつ今後努力をさせていただきたい、かように考えておるわけであります。

○白木義一郎君 一般の母子家庭と切り離して、特にという考えを持つてゐるわけではないわけですが、ただし、こういう気の毒な立場にある子供たちに進学を大きく開いてやらなければいけない。これも大きな教育行政の大事なことだろうと思ひます。ところが、いままでは全く文部省としてはお手上げと、こういうような状態でありまして、その点を含んで今後対策に取り組んでいただきたいと思ひます。その面から当然この問題についてまだまだ——政府が育英会をつくって援助しようという方向にきてゐるわけですが、それがなかなか十数万人に及ぶ交通遺児に徹底を欠くうらみがあるわけですが、先ほども育英資金というものは、もうだれでも資格がある人には与えられるんだと、われわれは相当その育英資金というのは段階があつて、条件があつて、申し込んでも審査されて受けられるというふうな一般に審査されているわけですが、それから、そういう点で文部省は全国の中等学校等に通過なり、あるいは行政指導をして、交通遺児の奨学金制度の存在をできるだけ広範にPRをして、そして、そういう制度を十二分に活用して、経済苦で進学できないと、あきらめざるを得ないという児童に對して、温かい行政の手を差し伸べるべきだと、このように思ひます。その点、今後の問題ですが、大臣のお考えを伺つておきます。

○国務大臣(谷垣一君) 十分に努力をしていきたいと思つております。

○白木義一郎君 ここに一人の、交通事故でお父さんを亡くした少女の作文があるわけですが、これは先日行われました交通遺児の全国大会で発表されたものですが、これは大阪の高槻市の第七中学の二年生の平井順子さんという少女の作文ですが、ちよつと御披露してみます。

お父さんが交通事故にあつたとき、私は小学校の三年でした。そのとき私は、おとなりの友達の家へ遊びにいってゐたのです。

事故のことを知つて、お母さんと姉二人は事故現場へ行きましたが、私はその夜、友達の家泊めてもらひました。

そう式のあつた日、私はお父さんの事故のことについて、くわしく聞きました。事故は三重しよう突だつたこと。お父さんの車が三台のまんな中で、お父さんを車から出すのに、一時間ぐ

らいかつたこと。それから、お父さんが救急車の中で死んだということなど。

お父さんは長距離トラックの運転手で、家にあまり帰つてきませんでした。だから、お父さんが死んだなんて、あまり信じられませんでした。また、ひよつこりと家に帰つてくるような気がしてゐました。

でも、時がたつにつれてだんだん実感がわいてきて、悲しくなつて、夜おふとんの中で泣いたこともあります。

お父さんが死んでから、家の中は急に変りました。お母さんが働くようになり、家賃がはらえず、ひよこしをしたり、お父さんの事故のことで裁判があつたり……。そうこうしてゐるうちに時がたち、もう今年で五年になるのです。

その間お母さんは何回か職をかえて、今の薬品会社につとめるようになりました。薬品会社に入つてからは、高熱でうなされるようなことはなくなりましたが、そのかわり細い仕事なので、目がつかれたとか、肩がこるとか、よく言ひます。

そんなに働いても、お母さんのお給料は、ほんの少しです。今、一番上の姉は、働きながら高校に通つていますが、その姉のお給料が自分より高いといつてなげいてゐます。

私は、高校へ進学したくてたまりません。お母さんは「府立高校でないとかかんよ。府立に入れないから、就職しなさい」と、言つてゐます。私の家は、とても生活が苦しいので、私立高校には、お金がかかりすぎて入れません。

姉が二人とも府立に入つたのも、そのためです。私も一生けん命勉強して、府立に入らうと思つてますが、そこは大変競争率が高いので、受かるかどうか心配でたまりません。でも高校へ行きたいのです。

好きでお父さんを亡くしたわけではないのに。たまたま私たちの父が交通事故で亡くなつたというだけなのに。

こういう少女の作文が発表されておりますが、

こういう勉学に希望、あるいは進学を強く希望する子供たちの気持ちを大臣はお聞きになつて、再度これらのいま申し上げた問題について大臣のお考えをお聞きをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣一君) 最近交通事故が非常に多くなり、交通関係の方々の努力で、漸次また事故が少なくなつてきつたところ、そういう傾向がありますことは喜ばしいことでありますが、しかし、基本的にそういう交通事故による悲惨な結果が起きないような努力をぜひやつていく必要があると思ひますが、これは文部省の仕事とは少しちがひでございまして、私たちとしては少しちがひでございまして、私たちがいたしましては、そういう状況の中から、進学のために希望を持ちながら進学のできないそういう人たちに對して、その方々の気持ちが実現するような努力を今後とも続けさせていただきますと考えております。

○白木義一郎君 ありがとうございます。重ねて大臣にもお願いをするわけですが、先ほど運輸省の方では、来年度のこの育英会に對する補助金の補助率を三分の一から二分の一に引き上げた、そのために鋭意努力をする、こういう運輸省の方針ですので、ぜひともこれは教育行政にも深いかかわりのある問題ですので、文部大臣としてその点ひとつ運輸大臣と協力して、この二分の一の補助率の予算獲得のために御努力をお願いいたします。

○国務大臣(谷垣一君) いま白木先生のおっしゃいましたとおり努力をさせていただきますが、文部省の方も、育英会等の事業で、そういう育英資金を貸し出します金額、これは五十四年度今年度からかなり改善をいたしておるわけでありまして、運輸省のいまの御発言その他に對しまして、私たちの方も力の及ぶ限り協力をさせていただきますと思ひます。

○小巻敏雄君 谷垣文部大臣にお尋ねをいたしま

大臣は、非党に教育にとつては大変な年代に文部大臣の地位につかれたと私は思ひます。

す。特にことしの警察白書などをながめると、非行少年の数です、これは戦後最高だと、こういう状況になっているのですね。いま戦後第三のピークと申しますけれども、三番目のピークが一番高い。千人に対して、警察白書の指摘では、十四・何がしというような高率の数字があらわれ、おそれがあります。学力不足で、学校へ行っていないけれども、もうほとんど興味を失っている子供の問題というようなのは、その非行とも密接に関係があるというのも定説になっておるわけですね。それから身体的な成長についても、これは戦後身長が伸び、体重もふえ、体位は改善されたと言わなければならない、今日では下向きのカーブがあらわれ始めておるわけですね。こういったふうな意味で、情緒の世界でも、体力の世界でも、そしてまた学力修得の面でも、先が案じられるという状況が出ておる。これが有識者あるいは国民すべてが憂えるところになっておるわけです。

これを補う道は、ここ五年間、歴代文部大臣は四十人学級の早期実現なり、教育条件の整備によつて、少なくとも現状維持をし、さらには高めていく方向へ持っていきたいというふうに従って、言うてこれたわけでありまして。その限りでは、私どもと文部大臣の間にも、状況の認識、必要な施策とは何かという点で、国民合意を背景にして、一定の合意点があったと思うわけです。

ところが、財政は教育の二の足を踏みつつあるというふうな危険が私どもから見れば感じられる大変なときに文部大臣に就任された。前大臣からも問題点の引き継ぎは受けておられると思うわけですが、今度には特にそれらの点の中の情勢認識と、大臣の任務というものについて、先ほど所信の表明はあったわけでありまして、先ほど大変短くもございましたし、改めて伺いをしたいと思います。

○国務大臣(谷垣一君) このたび文部大臣に就任いたしました、一層に文部行政の重要性は改めて心にしみておるわけでございます。

御指摘になりましたように、非行少年の数が増えるとか、あるいは情緒の不安定な状況、あるいは体力の関係等々の影響が、もちろん今日の状況の中でいろんな変化があるわけでありまして、いい変化もありまうけれども、一面そういう御指摘になりましたような点のところで非常に不安定なものがある。また、体格がよくなつても体力はそれに伴わない等々の状況があらわれておることは、非常に心配をいたしておる点でございます。これは、もちろん経済の変化、あるいは広範なこれに對する対策が必要であらうと思つておりますが、その中でも、ことに人間を対象とした教育の分野におけるその責任は非常に大きい、こういうことを痛感をしていておるわけでございます。

教育の流れは、一つの大きな流れとして歴代の文部行政が展開されておるものでありまして、他の行政よりも一層中・長期の見通しを持った流れの中に、その行政が展開されていかなければならぬという性格を教育行政は持つておると思つておりますが、それだけにいろいろな制度の問題等の展開をいたしますについても、過去の経緯、これから進んでいくべき方向というものをよく見定めていく必要があると考えておるわけでありまして。制度の問題あるいは先ほども他の議員からの御質問等がございましたような点については、先ほど申し上げましたようなこの非常な時代で、しかも文部行政がこれからのそういう提起される問題に対する対策として、非常に大きな問題を抱えておるというふうによく自覚して進んでまいりたい、こういうふうな就任に当たりまして心を決めておるわけでございます。いろいろと大きな問題につきましても、当委員会の委員の皆さん方の御審議、御協力を得なければ進んでいかない点が多いと思つて、皆さん方の御指導なり、あるいは援助なりを受けて、責任を果たしてまいりたい、こういうふうな考えておるわけでありまして。

○小巻敏雄君 いま文部大臣のお考えの中で、今日の社会では昔以上に学校の果たすべき役割が、

社会の中で学校の肩にかけられている任務というもの、その比重が大きくなつておるというような御趣旨にお伺いしたわけでありまして。そういうことでしようか。

○国務大臣(谷垣一君) もちろん学校の役割が大きいかも事実でございますし、さらにもつと広範な形において、これの対策を考えていかなければならぬ。たとえば、文部省の所管として考へて、その中に入つております社会教育等、学校という場を離れた分野におきましても進めていく必要がある。学校教育の重要性は言うまでもない、こういうふうな考えておるわけでありまして。

○小巻敏雄君 もちろん人間の生活というのは社会すべてで展開されるものであつて、学校はその一部であるということは言を待たないところで、が、私、今日の青少年の中にあつておる、たとへば非行とか、落ちこぼれの出現率が次第に増加しておるといふ傾向ですね。これを是正させる中では、ほかもあるでしょうけれども、当然家庭、それと社会環境と、その中における学校なんですね。しかし、学校の比重というものははるかに従来に比べて比重が高まつておるという考えを持つわけですね。それはなぜなら、やつぱり核家族時代という有史以来、国家形成して以後社会の単位としては初めての状況になつておるわけですね。従来家父長制の時代で兄弟が七人、八人、十人というふうな時代は、それは過去の時代ですから、長所もあれば、欠点の方も非常に大きかつたと思つておるけれども、子供が育つていく上では、孤独でなかつたことは事実であり、職業に対する認識も、それから家族の中の秩序、社会的な訓練、おおよそ家庭とその周辺にあつた働場所の中で身につけていくわけですね。人類発達というものは社会から切り離されてはあり得ないものですか。ところが、いまは大平さんも言われたように、都市というものは人間が住むに値しないところになりつとあると首肯するから言われたわけですが、私はそういう憂うべき状況は事実だと思ふんですね。いま私はそれは一生懸命やつておると思ふます

よ。もう以前のようにかなりたくさんの子供を産んで、その中で成人するのは、幼児死亡から始まつて、結核があり、あるいは戦争があり、成長するのは大体半分以下ぐらいのものでしたからね、以前は。いまは一人か二人か産んで、完全にそれを八十歳まで育てようというわけですね、それで自分の責任と負担において高等学校に出し、大学にやろうというわけですから、核家族でやるんですが、ローンで金を借り、そして共働きをして、日本の経済成長を高めながら、親の責任でやつておるわけだけれども、非常に従来と違つて裸で社会の中にいるような、グループ、友達もなければ、遊ぶ場所もない、テレビの前と学校の教室を往復してゐるというふうな子供が非常にふえておる。こういう状況の中で、子供の成長と発達にとつて、学校の持つ比重というのは、従来の田園における大家族の時代です、家庭と地域社会というものははるかに隔絶しておりましたから、学校の方で高度経済成長の結果を社会に返していかなければ、私は民族の将来というのは次第に病にむしばまれていくというふうな思ふんですが、そういうような点ではどうでしょう。

○国務大臣(谷垣一君) 長い間教育の場で苦労された、経験の豊かな小巻先生の御質問でございますので、御意見でございますので、私が十分にお答えができません。これは残念に存じますけれども、確かに御指摘のありますように、非常に大きな変化が世の中全体にあると思つておるし、家庭にもあると思つておる。御指摘のような核家族化されてきておるということも現実でございます。私はいろいろな各方面からその問題は対処して追及していくべき問題だと思つておる。核家族になつておるから家庭はそのままではいいのかというところ、そうではないと思つておる。住宅政策も影響するであらうし、あるいはまたいろいろな職業の関係もございまして、いろいろなことがあつておると思つておる。しかし、その中で従来の学校教育よりも、もっと学校における教育の意味が大き

くなつておるんじゃないかという御指摘でございますが、確かに私はそういう点があるかと思ひます。ただ、従来の学校教育の持つておつた立場、役割りと、これからの学校教育の持つて立つた立場、役割りというものがどういふふうに変化があるのかという問題については、これは私まだ十分に推測することはできませんけれども、大きな社会の変化、またその変化に対応する施策として、学校教育というものが重要であるということは、これはもう否定することもないことだと私は考えております。しかし、学校だけでその対策が可能であるかといへば、小巻先生もおっしゃつておるとおり、まだまだほかの分野からのこの接近は私は必要である。先ほどちよつと申し上げましたように、社会教育なんかの部門で、すでにいろいろな要望がございますこともそういうことではないかと思ひますし、あるいは幼児教育の場においてどうするか、家庭教育の場においてどうするかという問題が提起されております。私にはそれに対するまだこういうことだと言ふまでの確信を持ち得ないのは残念でございます。これから先生方の御指導を得ながら、そういうものを進めていかなきやならぬと思つておりますが、とにかく学校教育の場が、従来の持つております役割り、あるいは質が若干違ふ方面にかけましても重要になつてきておるといふことだけは十分私も認識して進んでいきたい、かように考えております。

○小巻敏雄君 もちろん学校教育だけで何もかも賄ふことはできない。同時に従来の家庭の中で行われておつたことが、学校が肩がわりしてなければならぬ要素とか、幼児教育の中でも、おじいちゃん、おばあちゃん、しゅうとめさんがいて、初めて子供を産んだときからお母さんは安心して育てたのが昔の状況。いまは核家族で、病院から出てきたら全く、産院から出てきたら未経験の中で本を読みながらやつておるわけですよ。だから、子供も神経質になりますね。こういうような状況の中で幼児教育の問題が問われ直されておる。大抵いまの家庭を見直すといつたつて、いかに谷垣

先生が大きな影響力を行使されても、いまからもう一遍大家族に家庭を戻すとか、もつとできることなら家父長時代から母系家族に戻すとか、そんなことはできつこないんですから、現状の中でやつぱり失われたものを社会が補償していかなければならぬ。これが四十人学級などの意味が、教育内容と、子供の発達面から非常に言われてゐる一つの大きな要素だと私は思つておるわけですね。一人ずつの子供に対して大体マン・ツーマンの影響力が及ぶようにということですね。それがなければ学校というのは、通信教育でも、ラジオでも、マスコミでもできるわけですね。こういう点で、私は今日の状況で四十人に移行し、一学級を三十五人というふうに進進させていくことがなければ、現状維持をすることもできずに、やつぱり病弊が広がるというふうに見なければならぬと思ふんです。その点の認識はいかがですか。

○国務大臣(谷垣專一君) その点につきましても、小巻先生と意見を異にするものではないのであります。文部省の方といたしまして、すでにその問題についての計画を立てておることは御存じのとおりでございます。

○小巻敏雄君 文部大臣としては、この計画に対して、大蔵当局等からとかく教育効果についても定まつた効果が期待できないとか、この際やめてもらおうとか、凍結してもらおうとか、いろいろ意見が出てきておるといふことは新聞紙も報じておりですが、先生としては少なくとも文部省が立てた計画を、昭和五十五年予算からつけていくという点では、大蔵省に対して奮闘して実現をさせるというふうな約束をしていただけたらいいか。

○国務大臣(谷垣專一君) これは先ほども御質問のありました中で、答弁をいたしましたわけでございますが、文部省といたしましては、すでにその方針を決定して、そして財政当局と交渉に入つておる、相談に入つておる。こういう段階でございます。従来の経緯等も踏まえて、十分に努力を

していただくわけであります。

○小巻敏雄君 適正規模の学級で授業をするのか、すし詰めの状況で授業をするのかというものは、子供の発達に直接影響を及ぼしてくるものだと思いますし、その適正規模もやつぱり社会の状態でのもち出てくるだろうと思ふわけですね。この点局長の方にひとつご意見を押ししておきたいわけですが、文部省としては適正規模の学級編制というのは、小学校、中学校、高校、それぞれ財政問題等が許すなら、どの辺が適正だというふうな考えておられますか。

○政府委員(諸澤正道君) 大変むずかしい御質問で、文部省としてどのくらいが適正だというようない見解を発表したことはいままでないと思ふんですけれども、一方、教育学的に見て、それならどのくらいが最も教育効果を上げるのに適正か、こういうことについても科学的な判断といひますか、きつと証明されたような適正度合といひものはないことは御承知のとおりでございます。

ところで、現在小・中学校については最高限を四十五人にしておるわけですが、その四十五人についてはもう少し少なくなつた方がいいというのが従来の経緯であり、国会の審議もあることとでありまして、また学者の現場における経験から見ての判断、あるいは現場の教員の意識調査等を見ましても、まあ四十人あるいはそれ以下という判断がございまして、それらの考え方についての、現時点では文部省としては四十人が一つの妥当な基準であらうという考え方に立つて予算要求をいたしておる、こういうことでございまして。

○小巻敏雄君 いま日本が到達目標として四十人学級というところでやろうとしておる。この点は国会でも去る昭和四十九年五月決議で、速やかに推進をするべしという超党派の決議をしました。いわばこゝまでは合意になつておるわけですが、それでは教育学的に見てどうか。私はほとんどすべての教育学者が、現在の日本の社会状況をヨーロッパ等と比較するなら、三十人以下が望ましいというふうに見ておると思ふんです。

資本主義国の教職員の世界会議、W C O T P というのがありますが、あそこの会長のイルバードという人が去年の総会で述べておるところでも、こんなことを言つておるのを私は書物で見ましたね。四十人あるというのはいふグループでなく、これはクラスというふうな表現に現れてますが、群ですな、人間群ですな。それで二十人になるとグループというふうな表現に現れて、今日の教育というのは四十人——群の教育になつたら、これは子供が隣の子供と私語をして、話をすれば授業障害者として懲罰を加えるような性格の集団になる。二十人ぐらいいなれば、これは興味を特に敏感に反応した子供がわきに話しかけるといふようなことは、みんなを励まし、そして相互影響を与え合つてよい効果を上げるようになる、そういうことも言つておるわけですね。今日の状況では、大体二十人のグループで授業をするというのが、発達した国の学者の通説になつてきているというふうに見えていられると私は思つております。文部省でもヨーロッパ調査をやられて、大臣官房調査統計課でやられた国際比較を見ても、どうですか、イギリス、フランス、ドイツ、それぞれ学級編制基準は何人ぐらいてやつていますか。

○政府委員(諸澤正道君) 実態としての編制がどうなつておるかといふことと、編制基準がどうあるかといふことと二通りあるわけですが、これも、いま御指摘の編制基準としては、確かに初等教育、中等教育を通じて四十五人としておるところはないうございまして。

○小巻敏雄君 四十五人としておるところがないどころか、あなたの方の資料で見ても、アメリカは三十人ないし二十八人になつておる、イギリスはこの表では初等科四十、中等科は三十以下、こうなつておる、実際現在二十人台になつて、これを目標にしてやつておる状況だといひますし、この一学級当たりの平均数を見ても、日本の場合には過疎学校も合わせて三十数人が平均になつていますが、この点は平均でもイギリスの場合で二十人そこそこになつておる。フランス

は、先ほどちよつと申し上げましたように、社会教育なんかの部門で、すでにいろいろな要望がございますこともそういうことではないかと思ひますし、あるいは幼児教育の場においてどうするか、家庭教育の場においてどうするかという問題が提起されております。私にはそれに対するまだこういうことだと言ふまでの確信を持ち得ないのは残念でございます。これから先生方の御指導を得ながら、そういうものを進めていかなきやならぬと思つておりますが、とにかく学校教育の場が、従来の持つております役割り、あるいは質が若干違ふ方面にかけましても重要になつてきておるといふことだけは十分私も認識して進んでいきたい、かように考えております。

の場合などは、小学校で二十五人から三十人、中等教育では標準二十四人というようなものを挙げています。大変おくれた国の代表としてよくお挙げになるソ連などは、最高四十で、そして最低二十五、学年ごとに神経質に配当をつけてやっておるわけですね。日本の状況というのは、日本人は多数でやるのに適しておるといふような特質があるかない限りは、大体二、三十年おくられていると見なければならぬと思いますが、局長その点はどうですか。

○政府委員(諸澤正道君) 全般的におくれているということかどうか、御承知のように全国平均した場合に、過密の十県程度のところに四十一人以上の学級が集中しておつて、かなり過密なダイヤになっている。しかし、その他のところでは三十人あるいはそれ以下の学級というものが相当ございますから、全小・中学校生徒の教育条件の機会均等の整備という意味から言えば、一つの早急に解決すべき課題ではないかと、こういうふうに見ておられるわけでございます。

○小巻敏雄君 私の場合は、確かに日本では明治に出発したときには、中等教育は四十人学級編制でやっていたんですね、昔の中学校。谷垣先生の御出身の福知山中学などできたときは学級四十人でやっていたはずですが、私はお隣の学校出身ですが、ぼくのおやじのときは四十人ですね、一学級。大正の初めに進学率が伸びたときに五十人にして、再び四十人に返らないと、こういうような状況になったわけです。これヨーロッパに比べて、日本の方が非常に過大学級を平気でやっていたのは、これは文部省が進めておるような学習指導要領なんか書いてある、中身の到達を厳格にやらないで、子供は教えてさおけば、一割か二割の人物をその上の学校へ上がるときにふりかかっている、その学校を卒業する者の到達した学力というものを非常に軽視してきたから、わりあいばくは五十人でもいいような感じになってきたんだと思うんです。つまり選別教育をやっておる場合には、マンモス学校でもわりに問題が出ないわけ

ですね、その観点から見れば。全部の子供を、学習指導要領であつた方が書いたところに全員を到達させるという到達主義をとつたら、五十人か四十人というのは、これは大変な問題になってくると思ふわけなんです。現在どうですか、中学校なら中学校での学習指導要領に書いてあることは、皆基本的に精選された、みんなの身につけるべきことだから、これには大体到達していますか、皆。どんな状況に認識していますか。

○政府委員(諸澤正道君) 全国民の悉皆調査をしたことはいわけてもござりますが、率直に言います、数年前に国立教育研究所のサンプル調査などを見ましても、小学校の六年段階、中学校三年段階等の学力到達度というものをみました場合に、必ずしも義務教育段階でそれぞれ修得しておらなければならぬ、あるいはあることが望ましいものを消化してない部分が相当あるというのは事実でございますし、高等学校へ入りましてから、高等学校の校長などの意識調査を見ましても、入ってくる子供がどうも基礎的、基本的事項が十分身につけていないというふうな意識を持つておる校長も相当いるというところは事実でございますから、それで今回の学習指導要領の改正でも、できるだけ小、中、高を通じて、内容を精選して、履修したことは確実に修得させるといふような方向でやつてもらいたいという改正を打ち出したのも、そういう趣旨でございます。

○小巻敏雄君 文部大臣、ひとつよく聞いていただきたいわけですが、今日教育学者、学校現場の教員たちと、親にとつても、とにかく学校へ行つてわからないところで座つてゐるのでは苦役になりますからね。この中から非行もふえてくるわけですが、完全に到達をし、履修しただけではなくて修得をさせるということが、特にこの十年くらい大きく登場している教育上の要求であり、教育行政の責務になっていくわけですね。前の海部文部大臣のときに、ちょうど大臣にお伺いをして、局長からも御答弁いただいたことがあるんですが、実はある時期には、生涯教育でやれば、いつ

でも必要に応じて人間というものは学力は身につくものだから、いわば中卒のときに数学がわかつてなくても、化学がわかつてなくても、電気屋になつたら化学はわかるようになる。後でやれば間に合うというふうな、御都合主義の教育論がずつと出てきてましてね、そして文部省もそれに乗せられたのか、学習指導要領で、もう中学校の三年生で二次方程式なんか大体教えるんだけれども、できない子供があつたら落とすたまで進めてもよろしいと、わざわざ学習指導要領に書き込んだというふうなところまでの時代があつたところから、青少年非行問題や、それから自殺問題、落ちこぼれ問題というのが、同じころから出てきていたものであつて、これにたいして、この見直しの学習指導要領を出したというふうな状況もあります。これを丁寧な学校で達成しようと思つたら、どうしても大体三十五人から二十人代のグループを持つていかなければ初期の目的を挙げられないというのが、大体いまの教育学者が言ひ、学校の校長会が望み、そして教職員諸君が望み、母親が理解しておるレベル、水準なんです。だから、これに對しておくれればせながら四十人をやると言ふんですから、大臣、こんな財政難のときにわざわざいまままで済んでおつたことを、寝た子を起すように数をふやすのはというのは間違つておるんですね。特に、それからここでお金の問題があるわけですね。財政難のときに多額のお金を要するといふのがあるんですけれども、局長これ最終的に必要な金額はどのくらいになるわけですか、現在の状況で。最終的に必要な金額と、それから五十五年度に要求をされる金額はどういうものになりますか。

○政府委員(諸澤正道君) むしろ大ざっぱな計算の方がおわかりいただきやすいかと思ひますけれども、いま予算の積算としては、大体小・中学校の先生の一人当たりの年間給与としか四百六十万円くらいに見えておりますから、それ掛ける人数掛けですけれども、今後九年間で、いまの計画では四

十人学級の実現と、もう一つは専科教員であるとか、中学校の免許外担当教員であるとか、養護職員であるとか、事務職員であるとか、そういう者の増を合わせますと、十二万五千ということになりますので、それらの改善をもし単年度で一週にふやすとすれば、国庫負担の必要額が二千九百五十五億、約三千億と、つまり総額としては約六千億の人員費の増と、こういう計算になるわけでございます。

○小巻敏雄君 いま言われたように、国庫負担が三千億あれば、十二万五千人全部にやれるというわけですね。ところが、これでも単価を四百六十万円なんと言つて計算をされるわけですから、実際学級増のために必要なのは、大体新規採用者で数はふえていくわけですよ。だから九年計画なら九年間でふやし、一遍にやればどうかというの、そのふえてくるのは決して四百六十万の年所得者がふえるんじゃないんですね。その半分以上なんです、実際に必要な経費は。そのために要するお金というのは、卒卒の新規労働力を入れて、大体ふやしていくのは決まつておるわけですからね。だから現実には要する金は、この金額の半分以上になることは間違いないと思ふんですが、どうですか、増員分について言へば。

○政府委員(諸澤正道君) これは予算積算の技術的問題でもあるわけですが、要するに来年年度の人間が十万人いるとしますと、その毎段階別に積み上げ積算ではなくて、全職員の平均単価は幾らになるであろうかといふことを、昇給率等も見積つて積算するのが予算要求でございますから、それを一人当たりでいいますと四百六十万くらいになるということでございますので、確かにおつしやるように、その四十人学級のために仮に千人とつたと、その千人を具体的に見れば、ほとんど新採用じゃないかと。だからその新採用の分だけ見れば四百何万という単価は高いという議論はあるかと思ひますけれども、予算全体としては、プラス四百六十万掛ける何人という積算になりますから、やはり予算の説明としては、いま私

が申し上げた方が妥当ではなからうかというふう  
に思うわけでございます。

○小巻敏雄君 いま聞かれたとおりですから大  
臣、自信を持ってやっていたらいいわけ  
でね。莫大な金が要る金と言いますけれども、  
実際に計画を立てて、何年に何人ずつというの  
を一つずつ詰めて、リアルに計算したら、こん  
なに金は要りやせぬのですわ。もう明確な問題で  
す。それからトータルこの十二万五千人の中  
には、その他のものも、四十人学級やなくなつて  
必要なものも皆入れてありますからね、それだけ  
しぼり上げたなら、一千億もあればいいんやとやれ  
るわけなんです。こういう問題だということな  
るんですね。しかもこれは、定数法からいえば、も  
う大体いまから十一年前に四十五人学級になつ  
て、これは段階的な措置で、四十人になるのはい  
つかからかというのはいまが期待して待つてお  
り、特にこの第五次計画の年が切れる一年前  
には、わざわざ国会決議までやつておるのですか  
ら、もつと景気のいい、お金のあるときに、ほかの  
方に回さずにおくべきものだったわけであり  
ます。ただ、人口急増等の校舎が間に合いく  
いというのが、唯一の理由であつた。これに對し  
ては、国の方で格段の措置をして、当然、予算措  
置をする、こういうことをやつていけば行われ  
べきものであつたと思うわけです。この点でも私  
は、莫大な予算を要するというふうに、ほかの予  
算まで突っ込んだ状況を挙げて、そしてこれを切  
るというふうなムード宣伝をやつて、特に、関係  
の深い自治体の、県知事とか市町村長に對して、  
これはとめることが必要だというふうなキャン  
ペーンをするのは、私は事実にも反することだ  
と思うわけ。この点はいかがですか。局長、そ  
のとおりでしょう。

○政府委員(諸澤正道君) 人件費は御承知のよう  
に、いま申しましたように単年度で三千億の国庫  
負担の増というところでありますが、人件費の持つ  
性格として、その次の年度からそれプラスアル  
ファの昇給率というものが人件費として重なつて

くるわけですから、やはりこの人件費を財政問題  
としてとらえる場合には、長期的に見てかなりの  
負担になるということは、これは事実でございま  
すんで、最初の年を見りやあ三千億じゃないかと  
いうふうにもいかないう点が私はあろうかと  
思うのでございませう。

○小巻敏雄君 いまの財政再建が必要だから、こ  
こ数年は財政再建のために新しい支出はというの  
であつて、十年も二十年も先で金が要ることは、  
今日の焦点じゃないんじゃないのですか。まして  
言へば、ことしの予算はトータル予算の中の何%  
になつてますか。文部省の予算。——一・三%  
と違ひますか。

○政府委員(諸澤正道君) ちょっと確かめないで  
申し上げて恐縮ですけれども、従来の経験からい  
うと大体そんな程度だと思ひます。

○小巻敏雄君 これは、数年前まではシェアが一  
三%台まで上がつておつたのが、ここ引き続いて  
落ちて一%ぐらゐになつておるわけですね。  
一%というのは大体金額にして幾らになるわけ  
ですか。

○政府委員(諸澤正道君) 文部省予算が三兆八千  
億——約四兆近くでございしますから、四百億ぐ  
らゐでございしますか。——文部省予算に對して一%  
が四百億ですから、全予算に對しますと四千億ぐ  
らゐだと思ひます。

○小巻敏雄君 この文部省予算のシェアが数年前  
のように一三%程度あれば、こんなものはやつて  
もおつりはるかに来るわけですよ、一%で四千  
億なんですか。だから、教育に對してこういうふ  
うに国民的な期待と比重が高まつておるときに、  
トータル予算の中における文部予算のシェアが下  
がつてきておるというふうな状況も、ひとつ大臣、  
よくながめていただいたら、数年前のようは一  
三%ぐらゐになつていけば、これはもうはるかに  
速い速度で、こんな九カ年計画でなくてやつてい  
くことができ、さらに三十五人学級等についても  
展望することができると思ふわけです。局長どう  
ですか、そういうことになりませんか。

○政府委員(諸澤正道君) まあ国家財政の中にお  
ける教育予算を一%上げるということは百分の一  
でございしますから、教育を重視すれば当然じゃな  
いかということかと思ひますが、実際問題として、  
まあ予算でわれわれはわずかな金取るんでええら  
い苦労しておりますんで、はなはだ事務的なこと  
を申しで恐縮ですけれども、まあ先生のような見  
方に立てばそうかもしれないけれども、なかなか  
か財政の問題というのは大きな課題であるとい  
うことを私は身をもつて感じさせられております  
で、失礼ですけれども、先生のおっしゃること、  
はいそうですというふうには簡単に申し上げられ  
ません。

○小巻敏雄君 局長がそんな度胸のないことだつ  
たら、やられるに決まつてますわ。それは大臣、  
私の申し上げたのとおりで、数年前の予算シェアを  
取り返すというような点は、ひとつ先生大平派だ  
そうなんです。大平首相によく言うていただ  
きたいと思ふんです。大平さんみずからが大部  
市は次第に人間が住むに値しないところになり  
つある、しかし、香川県はそうじゃないぞと、こ  
う言うておられますけれども、文部大臣の任務は、  
人口急増の大都市で、過密の小学校という状況を  
速やかに解消しなければならぬ点にあるんです。  
特にあなたの御出身の京都府なども、指折りの教  
育条件、その点では厳しいところですよ。まあ鹿  
児島県あたりまで行くと、実際の学級の学校が半  
分以上でしょう。しかし、京都府の場合には京都  
市がかなり多い、比率が高いですから、この政府  
の出した資料を見ても、たしか四十一人以上の今  
度の切り下げの対象になる学級数ですね、京都府  
もたしか三分の一を超えて現実に四十人以上の学  
級が存在しておる。大阪であれば七〇%近いとい  
うか、六〇%ぐらゐあると思ひます。東京、神奈  
川、埼玉、これらの点全部非常に劣悪と言われ  
る、四十人以上の四十五人までの学級が、半分とか、  
三分の一の数に上がつておるわけです。こういう  
状況を並べてみると、これは機会均等の精神にも  
反するんじゃないかと思ひますし、財政力は当然

政策の決定があれば私は生み出すことができる  
と思ふわけです。こういう点から見ても非常に問題  
があるわけでありまして。ここで特に文部省の方が  
お出しになったのは、義務制の九カ年計画で、地  
域別、学年進行別に出されておる、これ自身に大  
きな私は欠陥と問題点を含んでおると思ひます。  
学年進行によりまして、一年生からやつてくる  
ときに、もう二年生から上はもうつとそのままの  
劣悪な状況で、同じ学校の中で並んでいく、これ  
一つを見て私は機会均等の状況に同一学校内  
でも反するんじゃないかと思ふんですが、私が特に  
ここで一つお尋ねしておきたいのは高校問題なん  
ですか。高校についてはいまだどういう状況なん  
ですか。文部省の到達しておる計画作成の状況はど  
うなのか。

○政府委員(諸澤正道君) 高校の給与費は都道府  
県の全額負担でございしますから、その関係は交付  
税の積算基礎の中に、教員の配置基準をどうい  
うふうに改善していくかという課題になるわけで、  
その辺につきまして、いま自治省に要求をいたし  
ます文部省の最終案を取りまとめておるという段  
階でございします。

○小巻敏雄君 その義務制の方でようやく九年計  
画で実施案を出しになった。私は九年計画とい  
うのは当を得ていなくて、少なくとも五年以内ぐ  
らゐに從來どおりやうり上げるべきだということを  
強く主張します。具体的な問題もあります。しか  
し、ともかくにも九年間たてば、ようやく四十  
五人になつてから二十年目に、ヨーロッパと二十  
年おくれで、後からながら四十人学級になるとい  
うことを、それでもいろいろあちこちに気を使ひ  
ながらお出しになつたわけですね。ところが、高  
校の方をほうっておくというのは、私は筋が通ら  
ぬと思ふわけでありまして。なぜ高校は四十五人  
でいいんですか。義務教育が四十人になつた段階  
でも、高校は四十五人でいいというのは、そういう  
教育上の意見なりその他何かあるわけですか。  
いかがですか。

○政府委員(諸澤正道君) 私どもは決して高校は

ときですから、あれは三十九年から四十三年でございましてね。高校はそれよりスタートを三年おくらせまして、四十二年から四十八年の七カ年計画で、普通科の四十五人学級という改善をやっておりますして、そこでちよつとオーバーラップしておりますけれども、考え方は、まず小、中をやつて、その次に高等学校ということでやつておるわけでございましてので、今回もちよつとそのインターバルは長くなりますけれども、高校の四十人学級の問題は、小、中の次という考え方でいかざるを得ないというふうに大体考えておるわけでございまして。

○小巻敏雄君　　ぼくは外国の例もずっと見てい  
るんですがね、フランスのように小学校の幼児教育  
のところが非常に重視して、小学校一年生や二  
年のところを二十五人ぐらいにして、高学年に  
なったら三十人いてもいいというような特別例は  
ありますけれども、多くの場合に基礎学級で三十  
五人であれば、高校へ来れば三十人なり、二十五  
人になって、職業課程はさらに二十人になると、  
こういうのが学級定数の決め方なんです。日本  
の場合にだけ逆転しておるわけですね。こういう  
のは便宜主義も非常にはなはだしいものがあると  
思うわけであります。この点で一つの通念からし

一つは私立に対する指導の問題は、いまの特例がございまして、各県で恐らく公立との権衡等を考えながら、県それぞれの認可基準をつくつて判断をいたしておると思います。

それから小、中との関連で、高等学校はもつと四十人に早くすべきではないかという原則論のお話でございしますが、私どもも高等学校についてできるだけ早く、よりよき教育条件を整備するという意味において、四十人にしたいという希望を保持しておるわけであり、また努力もしたいと思うわけでありますが、ただ先生、高等学校の方については御都合主義とかとおっしゃられましたけれど

十人に「なくていいんだ」ということはさらさら申しませんけれども、そういう努力も一方でしておるといふことはひとつ御認識いただきたいと思ひます。

○小巻敏雄君　その点は私も認めます。私が一九四〇年代ないし五〇年代で、現場にいたときは、平気で二十時間ぐらいありましたからね、それは過当たり。現在は確かにおおよそ十五時間程度になつておる。ただかような問題、府県立高等学校ですから、府県で四十人学級にしようと思つても、国が政策を出さなかつたら、今日のような財政困難な状況下ではとうていそれを賁く政治力は知事

でも、当然高等学校教育が所期の目的を遂げるためには、とりわけ学力の幅の広い子供たちをいま収容しているわけです。この中で四十人にするというのは急務だと考えるわけですし、現実問題としてあの設置基準は生きているんですよ、どうなんですか。

にはないですよ。その点では國の行政誘導の姿勢ですね、そして速やかにその問題を文部省の所管において計画を策定して、そして閣議にかけるなり、記者発表して國民にも訴えるということを行われなければならぬ。いつまでに計画を上げるつもりですか。

○政府委員（諸澤正道君） 生きております。

○小巻敏雄君 だから、ただし書きはついているというものの、設置基準では高等学校は四十人とすと、これは当時の義務制がやとと六十人から五十人になった段階で掲げられたものである。しかも文部省は、私学の建設を認可し、これに指導

○政府委員(諸澤正道君) 交付税積算基礎の決定というのは、従来の慣例ですと、大体国の予算折衝で最終的に詰められる段階で、それとの関連もありますから決めるということになりますので、そうわれわれの要求を明らかにするのを遅くするわけにはいきませんけれども、率直に言って、も

助言する立場にあるんですね。同じく学校教育法に基づいてつくられた省令ですからね、いま私学を指導するときは文部省は設置基準でやっているわけですよ、そうでしょう。だから私立学校に対しては四十人学級でやれと、高等学校はもう当分の間四十五人でやっていって、義務制の方がで

うできるだけ早くひとつ決めたいというふう  
に思っております。

○小巻敏雄君 端的に言えば、高校問題もやらなければならぬけれども、そのことによる財政支出と、そしてそのことによる校舎建設が間に合わないで、それを見ながら考えるということですか。

きたらぼつぼつ考えようかというようなことで、文部省は主張するべきことを主張していい

○政府委員（諸澤正道君） 高校の問題も、いま申しました教員の配置基準の改善という意味では、

たとえば、今度の学習指導要領の改定によりまして、習熟度別学習級編制というようにやれば、いまよりももうちょっと先生が要るんじゃないかというふうな意味での増員も考えなければならぬ。それから、そういうことも含めて検討しておるわけですけれども、ただ、四十人学級の問題というのは、いまの小、中と合わせて、今後の九年計画というところになりますと、非常にむずかしい課題だなぁというのが率直に言っているの考えでございます。

○小巻敏雄君 高校の場合には、極論すれば募集数を減らしたら一遍にできるわけですね、いまの四十五人を一学級四十人ずつにすれば。ただこれは国民感情も許さないし、九十数%まで進学しておるところで、私学の方で少し詰めがふえては、国民的に見て、何にもなりませんから、この点はそれは即座にやれというのが無理があるろうとも、少なくとも義務制に並行しながら進めてもらいたい。ここで念を押しておきますが、公立高校の新増設の補助金は昭和五十一年に初めてつけられて、五十五年で一応予算補助、年度切りの補助金になったわけですね。そこから先も大丈夫ですか。ちよつとここで念を押しておきますけれども、どうですか。

○政府委員(三角哲生君) 現在の補助制度は、いま御指摘のように、五十一年度から五十五年度までのいわば時限的な緊急の特例措置でございますので、五十六年度以降の問題については、五十六年度の予算要求の際に検討して取りまとめたいというふうに考えておる次第でございます。

○小巻敏雄君 そんなことは聞かぬでもわかつてる話ですよ。だから、いまの諸局長の話でも、高校の場合には、四十人学級編制にしようと思えば、募集数を減らさない限り、かなり莫大な新増設が必要だと、ところが現在はいかにいって、こういう話があるわけだから、当然十年ぐらいは高校の新増設の必要度というのは続いているものというお答えになっているわけですよ、こつちの初中小局長の方はね。ところが、五十六年になつたら

考えますではなくて、文部省としては、当然これは引き継がなければならぬ性質の補助金ではなからうかと思うんですが、どちらからでもお答えいただきたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(三角哲生君) ただいまの補助制度は、高等学校の生徒数の急増という状況にかんがみましての臨時の措置でございます。でございますから、一面これは財政問題という要素があるわけでございます。したがって、五十六年度以降どうするかということにつきましては、急増都道府県の財政の状況、それと国、政府側の財政の状況、こういったものの比較検討、勘案が必要になるかと思ひます。要は財源をどちらのサイドで手当てをするかということでございます。これは申すまでもなく、高等学校につきましても、これは本来は地方公共団体にやっていただくというのが原則なわけでございます。

○小巻敏雄君 それは大臣がいままでおやりになるかは、これは将来に属することですけれども、当初予算の審議が終わつて、五十五年度予算が策定されて、歩き始めて、夏がやってくれば、また翌年の概算要求の作業に入るわけですね。いまお聞きになったように、高校問題としては、従来行へばきくことが行われなかつたために、いま非常にしわが寄つてきておるわけですよ。それが財政難という事情で財務当局から非常に圧迫を受けるという現実がありまして、いまお聞きいただいたように、年々の懸案であり、まさにいまやならねばならない四十人学級というものが、なかなか財務の方からあれこれの問題が出ておるということですから、ひとつまとめたいお伺いしたいのは、最後にこの点について大臣の決意を再度お伺いしたいということと、もう一つ、補助金の整理特別措置法をつくつて、いまから大なたをふるうのだ、こういうのを竹下さんが出してきているのを新聞なんかで見ているんですけれども、この補助金整理ということになれば、補助金の四分の一ぐらいは文部関係なんじゃないですか。ここには一体どういふものが狙上に上つてくるのか。補助金の中

で文部省関係は公立高校建設もありますし、私学の経費補助もあります、定通の修学補助金のような、修学奨励費のようなのもあります。実に私は補助金財政四分の一は文部省と思ひますから、これも防衛してもらわなければならぬと思ひますし、今日のところでどこが問題になるのか、こういう点についてお伺いをした上、展望についてお伺いをしたい。

それからもう一つ、公立文教施設はようやく数年前から老朽建てかえ等現実に行つておるのを、現実措置として四千五百点であつたものを五千五百点にまで臨時措置として改善をしておるわけですね。こういうようなものも来年まで継続していかなければならぬという私は任務があると思ひますが、それらの問題をあわせてお答えをいただいて私はきょうのこの質問を終わりたいと思ひます。三点ですよ、よろしいですね。

○国務大臣(谷垣一君) 少し聞き逃したり、私の理解がまだそこまできていない点があるかも知れませんが、もしそういうことがありましたら、局長の方から補足をさせますが、急増地帯の高校の増設の問題、特別措置の年限の問題ですね、五十六年からはどうするのだという御指摘でございます。正直言ひまして、五十五年の予算の真ん中、いまから頭の痛いときに、五十六年のことを話しますのは、少し場がちよつと悪いのです、正直言ひまして、しかし、あの特別措置を決めた状況、決めざるを得なかつた状況というものが改善をされておるわけじゃないわけですね。それでですから当然これはやはり続けていくべきものだと思ひます。また、その前にしかも五十五年の予算の山を越さなければいけないんですから、そちらの方にいま頭がいっぱひですけれども、状況の変化はないわけであらうと思ひます。

それから、いろいろとこういう苦しい財政状況でございますから、財政当局がいろいろのことをアドバランを上げて様子を見たり、自分の意志をあらかじめ主張するというやり方をやつていくの

は、いまでもそうでございますが、ことしの状況は、そういうますます状況が出てくることだと思ひます。

補助金等を特別措置でやるということも、これはどういう意味になるのか、私も存じませんけれども、一つ一つの予算を見直しをしてやつていくというのではとても大変だということで、一括してそういう法案を出すということも考えられる、そういう意味じゃないかと思ひますが、さて、それがそんなにできるかどうか、これは全部補助率を減らすというふうなことが、これはそれぞれ大きくいろいろ問題が違つてくるものだと思います。文部省の関係におきましては、ことにどうにもならない義務的な補助金、補助率等もあるわけだと思ひます。ですから、これは文部省の立場から考えましても、いろいろと主張すべきものを主張していかなくやらない、こういうふうな考へておるわけでありまして、

定数基準その他の問題につきましては、高校の問題もいま御指摘がございましたけれども、まずはとにかく小・中学の問題を来年度の予算のときにどういふふうな実現をしていくかということにいま総力を挙げる段階だと思ひます。ただ、局長の方から話をしておりますように、交付税の算定基準の問題がございまして、その意味では速やかなこちらからの態度として交渉しなきゃならぬと、こういうことになると思ひます。

○田淵哲也君 まず、第五次学級編制及び教職員定数改善計画についてお伺いをしたいと思いますけれども、いままでは大体五十年計画で行われてきたわけですが、この第五次に限りまして九十年計画にしたという、その理由はどこにあるわけですか。

○政府委員(諸澤正道君) 条件の整備というの、財政問題その他いろいろの条件を考えなきゃいけないわけですが、その場合、一つは児童生徒の増減傾向というものが、小・中学校合わせますと五十七年度までふえ続けるということでございまして、われわれの基本的な考え方として、

もちろん、四十人学級は実現したいわけですが、それはやはりある程度子供の減少傾向にあるときに、その傾向に乗って実施をするということにしたい。それは一つには、たとえば教室の問題一つとってみても、子供がふえるときに四十人学級をやろうとしますと、二重の負担になりまして、実際問題として市町村長さん等の協力には得たいというような事情もありますので、そういうことを考えますと、まず小学校六年、その次に中学校九年と、それがちょうど子供の減少傾向に合いますので、それとあわせて従来の懸案であつたいろいろの条件も改善することにしたいというのを考え方でございます。

○田淵哲也君　しかし、九年の計画というのは非常に長過ぎるような気もするわけです。といひますのは、九年の間にいろいろ情勢変化も出てくる、社会的な状況の変化も出てくる、そういうふうな考えますと、この計画は途中で何らかの見直しとか、そういうことはやられる考えはあるわけですか。

○政府委員(諸澤正道君)　これはあくまでもいまわれわれの計画でございまして、これが最終予算折衝の段階でどうなるか、それがまた具体的法律案として次の通常国会にかける場合にどういう形になるかということが、かにもわかりません。ものですから、その段階でいま先生が御指摘のような点も議論になる余地はあるかと思ひますが、いまのところはとにかくその計画をまず緒につかせたいと、こういうことでおるわけでございます。

○田淵哲也君　私はこの計画の中の特に教頭代替定数、この項目について若干質問をしたいと思ひます。けれども、昭和四十九年に教頭法制度化が行われまして、それに伴って教頭の職務を実施するために必要な教員の定数をふやそうということ、いままで進めてこられたわけでありまして、けれども、しかしまだ十分な状態にはなっておりません。したがって、年度の第五次九十年計画の中で、それはどのように計画をされておられるのかお伺いを

したいと思ひます。

○政府委員(諸澤正道君)　いま御指摘のように昭和五十年から五十四年度、本年度までの五カ年で、教頭定数の配置目標を十八学級以上の小・中学校に専任の教頭を各一名置くという目標で、四千六百七十名というものが措置されたわけでございます。そこで次の課題としては、かねて国会の御審議等もあつたところでございますが、次の九カ年で六学級以上の小・中学校に専任の教頭が一名ずつ配置できるように増員をしていきたい、そのためには八千五百六十名の増員を予算をつけたいと、こういうことでございまして。

○田淵哲也君　そうすると、この計画の三万五千二百七十七名のうち、教頭代替数八千幾らでしたか。

○政府委員(諸澤正道君)　三万というのはいま……。

○田淵哲也君　資料をいただいております中で、教員配置率の改善の総枠が三万五千二百七十七というのがあるわけですが、その中に教頭代替定数の分がいまの八千五十名ですか、含まれておるわけですね。

○政府委員(諸澤正道君)　そうでございます。御指摘のように三万五千二百七十七の八千五百六十でございます。

○田淵哲也君　その年度のこの計画はわかりますか。

○政府委員(諸澤正道君)　これは要するに四十人学級の実現というのと、生徒の自然増減に対応する増減というのは、これは動かしようのない数字でございます。そして一方、毎年度の増員数というのものは均等にしなければいけないということも考えられますので、そこで結局いまの教員配置率の改善というところで、その辺のあんばいをとるといふことになりまして、毎年の増員数は一定いたしております。もしなんでしょう、いまちよつと手元に数字は持っておりませんが、考え方はそういうことで、合わせますので、そう大きな差はございませんけれども、不定な数で要求して八千名に達すると、こういうことでござい

ます。

○田淵哲也君　この計画を見ますと、最初の三年間は非常に遅々として進まない、すべてにわたって。そういうことが言えるわけですが、その辺も問題だと思ひますけれども、私は一つ六学級以上という学校に限定をされておりますけれども、その理由をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(諸澤正道君)　これは学校の運営というものの考え方だろうと思ひますので、ございまして。どんな小さい学校でも校長さんがあり、教頭さんがあり、学校の管理体制を以て学校を正常に運営させるという趣旨からいたしますれば、やはり六学級に区切らず、もう少し下ということとがあらうかと思ひますが、現在の小・中学校の教員の配置ぐあいというのを見ますと、やはりまだ次の計画でもそこまで考えるにはちよつと無理があるということで六学級と、つまり各一学年一学級編制になるところまでは置こうというふうな考えております。

○田淵哲也君　理屈の上ではそういう考え方も一応わかるわけですが、実態を調べてみると、六学級以下のところはどうかということになると、私はその理屈どおりにはいつていないと思ひます。特に僻地の小規模校を調べてみますと、これは教頭の担任授業時間数は平均で言いますと、五十二年の学校基本調査では、小学校では週三・四時間、中学校では六・五時間ということが出ておるわけでありまして、ところが、僻地の小規模校においては、全国公立学校教頭会の五十三年度の調査の資料によりますと、大体教頭の担任授業時間数が週二十時間ないし三十時間というのがざらにあるわけです。それから教頭の職務というのは、校長を補佐し、校務を整理するといふようなことが主になつておるわけですが、それと別に割く時間よりも、その担任授業時間数の方がはるかに多い人もかなりたくさんいます。それから同時に、教頭自身の勤務時間、これはほとんどが週六十時間前後である。一般教員の勤務時間が大体週四十四時間と言われておりますけれども、

も、非常に過重労働といひますか、オーバーワークになつておるわけです。こういう状態が特に僻地の小規模校では顕著である。こういう点から考えますと、単純に六学級以上に一人の定数を認めたいという考え方はちよつと疑問に思ひます。ですから、この点についてどうお考えですか。

○政府委員(諸澤正道君)　実態からそういう御指摘があることは十分理解できるわけでありまして、その場合に、専任の教頭をずつとそういう小規模校に置くという考え方もあると思ひますが、別に、たとえば教頭会の調査などでも、小規模校の教頭さんは、事務職員とか、養護とか、そういうのが代替配置されていらないので、そういう仕事までやらされるというふうなこともあるわけですね。それは、いまの実態としては、御承知のように全小・中学校の四分の三の学校にしか専任の養護教員、事務職員が配置されておられませんから、今度の改善では、それは原則として全小・中学校という要求になつておりますので、そういう点で、いわば教頭さんの本来やらなくてもいいような仕事を肩がわりするというようなのが一つと、それから小規模中学校の場合、免許外担当教諭というのが御承知のようにありまして、英語の免許状持っていないけれども、英語も持てという式のものが結局教頭さんのところへしわ寄せが来るということもありますので、中学校の場合については、そういう小規模中学校の場合の担当教員の増という形を一方で考えるというふうなこともいたしておりますので、私どもの考え方としては、この際そつちの方の充実をひとつ考えていきたいと、こういうことでございまして。

○田淵哲也君　私が要望したいのは、確かに段階的に進めるという考え方、希望数の多い学校からという考え方はわかるわけですが、実際にはその学校の置かれておる立地条件、あるいはその環境によりまして、教頭が週二十時間以上も担任授業を持たざるを得ないというふうな学校がある。そういうところをよく調査していただきまして、そういうところにおいてやはり無理のない

ように、それからせつかく教頭の職務というものも法制化されたわけでありまして、そういう職務も十分果たせるような環境づくりをしてもらいたいと思うわけです。だから、機械的にそういう何学級以上というふうな区切り方だけではなくて、実態を十分調べた上で、その運営の面において支障のないようにしていただきたい。この点を特に御要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(諸澤正道君) お言葉を返して恐縮ですけれども、いまの教員の配置の基準から言っても、教頭さんがある程度授業を持つというのはいくらでも、そう一般の教員並みに持つというふうなことはなくても済むはずだという一般論があるわけではあります。しかし、実際の問題として、教員の資格その他の問題があつて、おっしゃるようなケースもあるいはあるのかもしれないから、そういう点は十分私も念頭に置きまして、また担当者の会議等の際にも、よく話も聞いたつもりで、今後案を進める上について一つの意見として十分念頭に置かせていただきたいと思います。

○田淵哲也君 もう一つの点は、ことしの二月の文教委員会が質問したことがあるわけですが、けれども、教員の定数標準法の中で、現在は校長の定数、それから教諭の定数、このように定められておるわけです。教頭というものについて特段に定数の定めがされていない。しかし、これも教頭法制化に伴つて、私は、校長の定数、教諭の定数、教諭の定数というふうに分けて、定数を定めるべきものではないかと思うのです。そのときの私の質問に対して、諸澤局長は、第四次計画が発足した後で教頭の法制化ができたから、そのような定めはできていないけれども、今後計画を立てる場合にはそれは一つの重要な柱として考え、このようなお答えをいただいたわけですが、けれども、この点についてどのように考えておられますか。

○政府委員(諸澤正道君) 教頭の定数化というの

は、御承知のように、現在教頭分として十八学級以下にも二分の一計上してあると。その二分の一をさらにプラスして、さらに教頭の定数が一とれるというふうな本来の要求どおりの計画になりますれば、いまおっしゃる通りに学校には各学級ごとに校長一、教頭一というふうな趣旨の規定を入れることは可能だと思つていただけます。その○・一の扱いがどういうふうになるかということと兼ね合いになりますので、御趣旨はよくわかりますから、ひとつ今後予算折衝の段階でそれがぜひ実現できますように努力させていただきますと思います。

○田淵哲也君 最後に、この点については前の内藤文部大臣にも、いわゆる教頭職というものの重要性を考えて、教頭の本来の業務は校長を補佐する、校務を整理する、あるいはPTA、その他社会教育活動というような面があるわけでありまして、もちろん担任授業を持つことを全面的に否定するものではありませんけれども、そういう本来の教頭職が十分機能が發揮できるように、代替定数増、それからいまの定数標準法の中に教頭の定数もはつきり規定すべきだと、こういう方向について内藤文部大臣からも、これは全くそのとおりだからそういう方向で努力するというお答えをいただいたおるわけですが、谷垣文部大臣のこの点についての抱負をお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(谷垣一君) 御趣旨拝聴いたしておりました。十分承知をいたしましたので、検討を続けさせていただきます。

○委員長(大島友治君) 本調査に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。  
午後三時五十七分散会  
十二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。  
一、昭和四十四年度以後における私立学校教職

員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十の次に次の一条を加える。  
(昭和五十四年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける者が七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一

年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第一条の十一第二項」と読み替へるものとする。

4 第一条の六第五項の規定は、第二項及び前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。

5 第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合には、昭和五十四年六月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは「三分の二」と、

「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」と読み替へるものとする。

6 第二項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

7 第一条の六第五項の規定は、前二項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「八十歳」と読み替へるものとする。

8 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条第一項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

第二条の十の次に次の一条を加える。  
(昭和五十四年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。)第三条の規定による改正後の法律第四十号又は法律第四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を平均標準給与の年額又は法律第四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、昭和五十四年改正法第三条の規定による改正後の法律第四十号又は法律第四十号の規定を適用して算

定した額に改定する。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金で法律第四十号附則第八項第一号に掲げる期間(二十一年以上に限る。)を有する組合員に係るものについては、昭和五十四年六月分以後、その額を、それぞれ第一項又は前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項及び前項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替へるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の十の次に次の一条を加える。  
(昭和五十四年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十一 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十三の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が六十四万七千円に満たないものについては、その改定額を六十四万七千円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十四万七千円に満たないものを受けける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を六十四万七千円に改定する。

第四条の六第一項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改める。

第四条の八第一項中「次条」を「第五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年三月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の九 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の十一又は第二条の十一の規定の適用を受ける年金にあつ

ては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五又は次条(同条を準用する場合を含む。)の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額  
イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているもの 六十四万七千円  
ロ 六十五歳以上の者に係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているもの 四十八万五千三百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額  
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているもの 六十四万七千円  
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの 四十八万五千三百円  
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三

十二万三千五百円  
三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額  
イ 六十歳以上の者又は遺族である子(以下「子」という。)を有する六十歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているもの 三十七万四千五百円  
ロ 六十歳以上の者又は遺族である子(以下「子」という。)を有する六十歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。) 二十八万九千円  
ハ 六十歳以上の者又は遺族である子(以下「子」という。)を有する六十歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。) 十八万七千三百円

二 遺族である子(以下「子」という。)を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているもの 三十二万三千五百円  
ホ 遺族である子(以下「子」という。)を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(二に掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間(以下「最短期間」という。)に達しているもの 二十四万二千七百円  
ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合に

は、これら

において、同条第二項中「七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）とあるのは「六十五歳（遺族年金を受ける者にあつては、六十歳）に達したとき」と、同条第三項中「七十歳」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

3 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金については、その額（第一条の十一、第二条の十一又は前二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 第一項第三号イに掲げる年金 四十二万円

二 第一項第三号ロに掲げる年金 三十一万円

三 第一項第三号ハに掲げる年金 二十一万円

4 第四条の七第四項及び第五項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第四項中「昭和五十二年八月一日」とあるのは、「昭和五十四年六月一日」と読み替えるものとする。

5 昭和五十四年三月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる遺族年金（第三項及び前項の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）については、その額（第一条の十一、第二条の十一、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定の適用が

あつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達している遺族年金 四十二万円

二 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上の遺族年金（前号に掲げる遺族年金を除く。） 三十一万五千元

三 年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年未満の遺族年金 二十一万円

第五条第一項第一号中「四万八千元」を「六万円」に改め、同項第二号中「七万二千元」を「八万四千元」に改め、同項第三号中「三万六千元」を「四万八千元」に改める。

第六条第三項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改める。

第六条の六第四項中「とあるのは「国家公務員共済組合法」を」とあるのは「昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法」という。）に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第六条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十六万二千三百三十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月

額（前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の七第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六条の七第一項」と、「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二（昭和五十四年九月三十日以前に新法の退職をした者については、新法第二十五条において準用する昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二）」と読み替えるものとする。

3 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十六万二千三百三十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第七の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の七第一項第二号」とあるのは「第六条の七第三項第二号」と、「第六条の七第一項」とあるのは「第六条の七第三項」と読み替えるものとする。

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の七第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一条二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第八条中「第三条の十」を「第三条の十一」に改める。

別表第二の十二の次に次の一表を加える。

別表第二の十三（第三条の十一関係）

| 改定前の年金額            | 改定年金額    |
|--------------------|----------|
| 六〇、〇〇〇円から八八、二〇〇円まで | 四八五、三〇〇円 |
| 一〇一、二〇〇円           | 五〇三、四〇〇円 |

| 改定前の年金額            | 改定年金額    |
|--------------------|----------|
| 六〇、〇〇〇円から八八、二〇〇円まで | 四八五、三〇〇円 |
| 一〇一、二〇〇円           | 五〇三、四〇〇円 |

|          |          |
|----------|----------|
| 一五、〇〇〇円  | 五七二、〇〇〇円 |
| 一二九、六〇〇円 | 六四四、六〇〇円 |
| 一五〇、〇〇〇円 | 七四六、一〇〇円 |

別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第一条の十一、第二条の十一、第六条の七関係）

| 金額の区分                    | 率     | 金額         |
|--------------------------|-------|------------|
| 一、七二五、〇〇〇円未満             | 一・〇三七 | 二、〇〇〇円     |
| 一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満 | 一・〇三三 | 八、九〇〇円     |
| 二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満 | 一・〇二四 | 三四、〇〇〇円    |
| 四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満 | 一・〇〇〇 | 一四〇、四〇〇円   |
| 四、五一八、三一九円以上             | 〇・四〇五 | 二、八二八、八〇〇円 |

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第二条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項ただし書中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二十二條第一項の表中

| 第一級       | 第二級                 |
|-----------|---------------------|
| 六六、〇〇〇円   | 六八、〇〇〇円             |
| 六七、〇〇〇円未満 | 六七、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満 |

|     |         |                     |
|-----|---------|---------------------|
| 第一級 | 六七、〇〇〇円 | 六七、五〇〇円未満           |
| 第二級 | 六八、〇〇〇円 | 六七、五〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満 |

|       |          |            |
|-------|----------|------------|
| 第三十九級 | 三八〇、〇〇〇円 | 三七五、〇〇〇円以上 |
|-------|----------|------------|

|       |          |                       |
|-------|----------|-----------------------|
| 第三十九級 | 三八〇、〇〇〇円 | 三七五、〇〇〇円以上 三八五、〇〇〇円未満 |
| 第四十級  | 三九〇、〇〇〇円 | 三八五、〇〇〇円以上            |

改める。

第二十五条の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条の表以外の部分中「第八十三條第七項」を削り、「第二百六條の五」の下に「附則第十二條の三から第十二條の七まで」を加え、同条の表第四十一條第一項の項中「第七十九條の二第六項」を「第

七十九條の二第五項、第八十條第四項」に、「第六條第一項」を「第六條」に改め、同表中第七十六條の三第二号の項及び第八十三條第四項の項から第八十三條第六項の項までを削り、第二百六條の五第二項の項の次に次のように加える。

附則第十二條の七第二項 俸給日額

第二十五条に次の一項を加える。

平均標準給与の日額

2 前項に規定するもののほか、退職年金及び廃疾年金については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第十三條の二及び第二十四條の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八條の二の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法等」に改め、同条中「第二十五條又は」を「第二十五條第一項若しくは」に改め、「国家公務員共済組合法」の下に「又は第二十五條第二項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を加える。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百五十六万円」を「四百六十八万円」に改め、同項第二号中「四・八〇一」を「四・九七四」に、「二万九千二百円」を「二万九千九百円」に改める。

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「三百分の二（その）を」を「三百分の二（八十歳未満の者にあつては、その）に改める。

第五条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の

一部を次のように改正する。  
附則第三項及び第四項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。  
附則第六項及び第七項中「退職一時金」を削る。

附則第八項第二号中「附則第十二項第二号及び附則第十四項第二号」を「及び附則第十二項第二号」に改める。  
附則第十四項を削る。

附則第十五項中「第十三條」の下に「第十三條の二」を加え、「及び第十八條」を「から第十八條まで」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十六項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十四項」を「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）」

第五條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十四項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項中「附則第十五項（附則第十六項）」を「附則第十四項（附則第十五項）」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十九項から第二十四項までを一項ずつ繰り上げる。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第六條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号）の一部を次のように改正する。

一六

通算対象期間については、なお従前の例による。



昭和五十四年十二月十七日印刷

昭和五十四年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W